

令和2年第4回大木町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和2年9月4日（金） 午前9時30分開議
2. 招集場所 大木町役場議会議場
3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正
4. 欠席議員 なし
5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	的場哲也
副町長	益田富啓	健康兼福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
企画兼環境課長	野田昌志	学校教育課長	内藤智之
会計課長	川村九州生	生涯学習課長	中村和也
税務町民課長	杉康則		
6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也
7. 議案の題目
 - ①令和元年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ②令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ③令和元年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 - ④令和2年度大木町一般会計補正予算（第6号）について
 - ⑤令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ⑥令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - ⑦令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）について
 - ⑧町道の路線の認定について

- ⑨令和元年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ⑩株式会社大木町健康づくり公社経営状況報告について
- ⑪一般社団法人サステイナブルおおき経営状況報告について
- ⑫株式会社クリエイティブおおき経営状況報告について
- ⑬一般財団法人ひしのみ国際交流センター経営状況報告について
- ⑭一般質問
- ⑮大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑯大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑰諸般の報告
- ⑱会議録署名議員の指名について

8. 議事

議長　さて、皆様、改めましておはようございます。

さて、今週は台風10号が今週末から月曜日にかけて、九州、福岡へ最接近の予報がなされております。その規模や勢力につきましては、甚大な被害をもたらさないか大変危惧をいたしているところでございます。執行部の皆様におかれましては、被害を最小限に食い止めるために、事前の住民の皆様への周知や避難所の開設等をよろしく願いをいたしたいと思っております。また、地域を熟知されている議会議員の皆様におかれましても、その適切な対応をよろしく願いしたいというふうに思います。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから第4回定例会2日目を開会いたします。

本日も安藤代表監査委員に出席をお願いいたしております。

お諮りいたします。日程第1、議案第64号令和元年度大木町国民健康保険

特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第65号令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ関連がございますので一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号、議案第65号については、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第65号令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

令和元年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算につきましては、歳入総額16億6,157万7,000円に対し、歳出総額16億7,792万5,000円であり、実質収支額では1,634万8,000円の歳入不足となっております。

この歳入不足の主な要因は、単年度決算では黒字となったものの、平成30年度決算不足に伴う前年度繰上充用額が1,876万円であったことによるものでございます。

また、令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算につきましては、歳入総額1億8,492万6,000円に対し、歳出総額1億7,773万円であり、実質収支額では719万6,000円の黒字となっております。

いずれも詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、

議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。田中健康課長。

健康課長 議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

主要な施策の成果につきましては103、104ページに記載しております。

決算書の19、20ページをお願いいたします。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,186万3,037円の支出となっております。この目につきましては職員2名分の人件費及び事務費の支出となっております。

21ページ、22ページをお願いいたします。

2目連合会負担金といたしまして88万3,338円でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費57万6,764円の支出です。12節役務費などとして支出しております。

3項1目運営協議会費5万7,080円です。

2款保険給付費、1項療養諸費10億2,591万7,022円支出しております。1目から5目まで一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費及び療養費並びに審査支払手数料でございます。

23、24ページをお願いいたします。

2項高額療養費1億6,937万3,555円支出しております。1目、2目は一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費です。3目は一般被保険者高

額介護合算療養費でございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金418万6,100円、10件分の支出でございます。

5項葬祭諸費、25ページ、26ページをお願いいたします。1目葬祭費69万円、23件分の支出でございます。

3款国民健康保険事業費納付金4億1,461万5,306円支出しております。平成30年度から国民健康保険の運営を県も市町村と共に担うことになり、これに伴い、県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が県に納付し、県は保険給付に必要な費用を全額市町村に払うようになりました。その納付金でございます。

1項が医療費給付費分、2項が後期高齢者支援金分、3項1目が介護納付金でございます。

6款保健事業費、27ページ、28ページをお願いいたします。1項保健事業費、1目保健衛生給付費342万7,149円支出しております。非常勤職員1名分及びレセプト委託料の支出でございます。

2項1目特定健康診査等事業費1,575万801円支出しております。

29、30ページをお願いいたします。

9款諸支出金182万3,855円の支出です。償還金利子及び割引料です。1目から4目までは一般被保険者及び退職被保険者の保険税還付金及び還付加算金でございます。

10款1項1目前年度繰上充用金、31ページ、32ページをお願いいたします。22節補償、補填及び賠償金、平成30年度の歳入不足を補うために1,876万342円を支出しております。

続いて、歳入のご説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、調定額3億8,208万3,767円、収入済額3億3,430万6,842円、不納欠損額70万5,600円、収入未済額4,707万1,325円です。現年度の収納率は96.50%で、平成30年度95.14%より1.36%アップしております。滞納分の収納率は24.31%で、これも前年度23.40%より0.91%アップしております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、11ページ、12ページをお願いいたします。2目督促手数料8万8,300円でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金58万6,000円の収入でございます。3目国民健康保険制度関係業務事業費補助金33万円、これは国保のオンライン資格確認に伴うシステム改修に追加されたもので、それに伴うものでございます。4目社会保障・税番号システム整備費補助金25万6,000円、マイナンバーを保険証として使うためのソフトウェア開発に伴う委託料補助でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金12億1,884万7,387円、普通交付金と特別交付金でございます。町が医療機関に支払う医療の給付等の額を県が町に対して交付するものです。

13ページ、14ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金1億467万9,988円。1節保険基盤安定繰入金、2節出産育児一時金繰入金、3節財政安定化支援事業繰入金、4節職員給与費等繰入金となっております。

8款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金63万2,566円。

15ページ、16ページをお願いいたします。

4項雑入243万5,516円でございます。主に1目1節一般被保険者第三者納付金202万2,453円、5件分でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入合計16億6,157万6,636円、歳出合計16億7,792万4,559円。歳出合計が歳入合計を上回り歳入不足となったため、翌年度繰上充用金1,634万7,923円で歳入不足を補填しております。令和元年度単年度決算では黒字でしたが、平成30年度の前年度繰上充用金1,876万342円を解消するには至らなかったためでございます。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第65号令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

主要な施策の成果につきましては、105ページに記載しております。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出額112万9,105円、後期高齢者医療に係る事務費でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1億7,522万5,938円、医療費分に係る広域連合への納付金でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金18万250円でございます。

2項繰出金、11ページ、12ページをお願いいたします。1目一般会計繰

出金 115万5,743円、一般会計へ清算金として支出したものでございます。

続いて、5ページ、6ページをお願いいたします。歳入についてご説明申し上げます。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、調定額8,384万4,090円、収入済額8,411万5,160円。調定額に対して収入額が多くなっておりませんが、これは令和元年度に還付すべき保険料を相続人が確定していない等の理由で還付できなかったためでございます。2目普通徴収保険料、調定額4,649万3,320円、収入済額4,504万3,850円、収入未済額144万9,470円でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料1万1,800円でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金4,937万7,014円。1節が事務費繰入金、2節が保険基盤安定繰入金でございます。

4款1項1目繰越金636万3,420円、前年度繰越金でございます。

5款諸収入1万5,000円でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第64号、議案第65号について質疑ありませんか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 国民健康保険税の件ですけれども、昨年度は単独で黒字だったけれども、繰上充用金、こちらの分で赤字になっている。これはここ数年そ

の状況が続いているわけで、このことを私も指摘しまして、健康づくりのことをもっと町民と一緒に取り組んでいくべきではないかということを行ったと思わうんですけれども、そのとき町長のほうから前回、健康寿命のまちづくり宣言を行うということをお聞きしましたけれども、その件についてどのようになっているかお伺いしたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 野口議員のご質問にお答えいたします。

健康長寿のまちづくり宣言の必要性につきましては、議員の皆さんにも何度かご説明させていただいたことがあったのかなというふうに思います。

実際、大木町は福岡県の高医療費自治体指定がたしか7年連続、県下では実質一番医療費が高いという状況でありますし、福岡県はもともと全国でも医療費が高い県でありますので、全国的に見て非常に本町は医療費が高いというような状況であります。これは本当に深刻な状況だというふうに捉えております。

やっぱり何よりも住民の皆さんがいつまでも健康で長生きをする、これから高齢化社会を迎えますけれども、そういう取組みというのは、まちづくりの大きな柱の一つであるということは間違いございません。そういうことで、ぜひ健康長寿のまちづくり宣言を公表をすることで、町民の皆さんと一緒に健康のまちづくりを具体的につくっていかねばならないという思いでございます。

具体的にその健康づくりを行うに当たってどのような目標を持って、具体的にどのような体制など、町民の皆さんの協力をいただきながらやっていくのか、そこら辺について他の自治体の事例等も参考にしながら、これから具体化していきたいというふうには考えております。

コロナウイルスの関係等、なかなか担当課のほうも今そういう状況で、具体的な検討が少し遅れているというところはありますけれども、新年度においては健康長寿のまちづくりに向けた具体的な事業、施策等については、ぜひ具体的に取り組んでいきたいというふうに思っていますし、この宣言の在り方等については、議会ともご相談をしながら宣言を公表していく方向で準備を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも議会のご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長　　よろしいですね。

ほかに質疑ございますか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　　今お話があったように、医療費が県下でも非常に大であるということで、よくよく考えてみますと、今、老人会にしてもいろんな面で多分医療費を圧迫しているのは、いわゆる高齢者の医療費やないかなというふうに思っているんですけども、聞いてみると高額医療費、人工透析とかそういうのが非常に多いんだという話、聞いているんですけども、私、皆さんはいろんな予防もされているし運動もされているし、何かほかに理由があるんやないかというふうに思うわけです。だから、この際、一つは、そういうふうな例えば医療機関とか大学とか、そういうところに一回相談してみて、ひょっとしたらそういう根源があるんじゃないかなと、私はね。

というのは、皆一生懸命頑張っていらっしゃるんですよ。決して怠けているというふうな町民が、そういう感じはしないわけです。ですから、ここにきて県下一というのが、私は信じられない。だから、この際、ちょっと違った目

線で一回、医療費のこのことについて考えてみたらというふうに思いますので、ぜひちょっと目線を変えて一回見てみるのもどうだろうと思いますので、よろしくをお願いします。

議長　ご提案ということのようでございますので、一言。田中健康課長。

健康課長　古賀議員のご質問にお答えいたします。

昨年度、やはり私も同じような思いを持っておりまして、県で医療費分析事業というのがございました。そこに申し込んで、大体4つぐらいの市町村が申し込んでいて、県と全国とその市町村との比較を行いました。

そうしたところ、やはり大木町は生活習慣病に起因している、そういう医療費が高いというのは明らかになりました。どうもやはり非常に頑張っている人と全く取り組んでいない人の二極があるように思います。実際に運動習慣がある人と運動習慣がない人の医療費を比較したりとか、やっぱり顕著に現れているので、今後は特定健診とかそちらを受けていただいて特定保健指導、これをきちんとPDCAサイクルに乗せて、今が大体4割ちょっとぐらいなのでこれを何とか8割、健康長寿のまちづくり宣言を行って全住民が健康というのを意識していただいて、きちんと検査を受けて、自分のどこに問題があるかを分かってそれに取り組む、こういうことをやっていったらきっと医療費は下がると思います。

大体、国民健康保険料15万ぐらい全国平均より高いです。後期高齢者では、一番低いところより30万以上高いという結果になっておりますので、これは1人当たり年間だからです。これを被保険者数で掛けると物すごい金額になります。何とか健康増進による医療費を抑えるということに取り組んでいきたいなと思っておりますので、今後とも議員の皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思いま

す。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより代表監査委員の決算審査に関する報告を求めます。安藤代表監査委員。

代表監査委員　おはようございます。

それでは、令和元年度大木町特別会計の決算審査の報告をさせていただきます。

意見書の31ページをお開け願います。

審査についてですけれども、審査対象は令和元年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、それに令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。対象ですけれども、証書類及び歳入決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書。

審査の期間でございますけれども、令和2年7月21日の1日限りとしております。

3ですけれども、決算の審査に当たっては、次のことに重点を置いて審査を行いました。

1、決算計数は正確であるか、2、収入、支出などの事務は合法的に行われ

ているか、3、予算の執行はその目的に副って効率的かつ的確に執行されているか、4、財政の運営は健全かつ適正になされているか、5、財産の管理は適正になされているかを重点に審査を行いました。

4、審査の結果でございますけれども、令和元年度特別会計歳入歳出決算額は、32ページ、第1表、第2表、第3表のとおりであります。審査に当たっては、歳入歳出決算書及び事項別明細書並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及びその他関係諸帳簿、証憑書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認いたしました。予算の執行、収入・支出事務処理及び財産管理につきましては、審査意見に述べているとおり適法かつ適正でありました。また、財政運営につきましても適正な運営がなされていることを認めました。しかしながら、審査意見書中33ページにあるとおり、国民健康保険特別会計は、歳入総額16億6,157万6,636円に対して歳入総額16億7,792万4,599円となっており1,634万7,923円の赤字決算となっております。

次に、意見書の40ページをお開け願います。

国民健康保険特別会計の意見書中、40ページ中段でございますが、本年度につきましては、さきに述べたように赤字決算となっており、それを補填するために1,634万7,923円の翌年度繰上充用金を行っております。国民健康保険特別会計におきましては、急激な高齢化の進行や医療技術の高度化により医療費が増加する傾向にあり、国保財政運営は改善されないという状況でございます。なお、国民健康保険事業につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となっておりますが、制度変更に伴う影響額を適切に把握するとともに、引き続き医療費抑制のための保健事業を実施し、生活習慣病予防などを行い、適切に対応していく必要があるものと思っております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算でございますが、審査意見書中38ページにあるとおり、歳入総額1億8,492万6,244円に対して歳出総額1億7,773万300円となっており719万5,944円の黒字決算となっております。しかしながら、この特別会計も今後の急激な高齢者の増加などを考えると、引き続き適正かつ効率的な運営の努力をお願いいたしたいと思っております。

最後に、43ページをお開け願います。

基金についてでございます。

国民健康保険給付費支払準備基金は、本町の国民健康保険事業の円滑な運営に期するため、昭和57年6月に設置されたもので、基金は毎年国民健康保険特別会計において見込まれる剰余金のうちから、予算の定めるところにより積み立てられているものでございますが、令和元年度につきましては赤字決算であり、令和元年度末現在は1万円となっております。

以上、令和元年度大木町特別会計歳入歳出決算審査の結果を報告いたします。

議長 代表監査委員の報告を終わります。

これより安藤代表監査委員の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

安藤代表監査委員、ありがとうございました。

お諮りいたします。議案第64号、議案第65号については、第2決算審査

特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号令和元年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、第2決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

議場内暑い方は上着を取っていただいても結構でございます。

日程第3、議案第66号令和元年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　議案第66号令和元年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由を申し上げます。

令和元年度末現在の水道普及率は、前年度に比べまして0.1ポイント向上し99.0%となっております。収益的収支では、効率的運営に努めた結果、総収益2億3,027万円に対し総費用1億9,572万円となり、収益的収支では3,455万円の純利益を計上いたしております。

また、建設改良事業におきましては、配水管路耐震化事業を実施し、計画的かつ効率的な更新に取り組んでおります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　　議案第66号令和元年度大木町水道会計剰余金の処分及び決算の認定についてを説明いたします。

令和元年度大木町水道事業会計決算書10ページ、水道事業報告書をお開きください。中段のイ、財政状況についてをご覧ください。

令和元年度の収益的収支につきましては、事業収益が2億3,027万9,961円に対し、事業費用が1億9,572万4,862円であり、差引き3,455万5,099円の当年度純利益となっております。

5ページ、剰余金計算書をお開きください。

表、右の3列目一番下の当該年度剰余金残高は、先ほど申し上げた当該年度純利益に前年度剰余金9万1,977円と令和元年度の減債積立金から組入れ1,412万585円、建設改良積立金からの組入れ2,000万円を加えた4,876万7,661円となります。

6ページ、剰余金処分計算書(案)をお開きください。

表の右から1列目、当該年度剰余金残高、未処分利益剰余金でございますけれども、減債積立金1,500万円、建設改良積立金1,950万円の積立てに充て、自己資本に組み入れるものとしています。

再度、10ページ、水道事業報告書、中段、イ、財政状況についてにお戻りください。

資本的収支につきましては、収入の合計額2億7,431万600円に対しまして、支出の合計が3億1,864万5,138円で、差引き4,433万4,538円の不足となっております。これにつきましては、減債積立金1,

412万585円、建設改良積立金2,000万円を充て、さらに過年度分損益勘定留保資金から1,021万3,953円を補填しております。

次に、ロ. 配水状況についてをご覧ください。

令和元年度の年間配水量は0.62%増の118万5,499立方メートルに対し、年間有収水量112万552立方メートルとなり、有収率、すなわち給水する水量と料金として収入のあった水量との比率は0.2%減の約94.5%となっています。有収率は高いほど効果的であり、漏水やメーター不感など有収率の向上対策が取れていると評価できます。ちなみに、直近の公表データでは、類似団体の平均86%前後と比較すると高い水準にあり、近年は同程度の率で推移をしております。

最後に、16ページ、(2) 企業債の概況をご覧ください。

配水管の耐震化など設備投資を総合的かつ計画的に行っていく中で、財政負担の軽減、平準化が図られるよう運営していく必要があります。

本町の残高7億2,386万566円は、給水収益の約3.4倍となり、現状では類似団体の平均5.4倍を大きく下回っており、財政の健全性を示す結果となっています。

今後、人口減少により営業収益が減少するということになると、企業債残高が増加していく場合、将来世代の負担が相対的に重くなることから、バランスを持った企業債の管理が重要となってきます。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

所管課長の説明中、余剰金というふうな言葉が度々出ておりましたが、剰余金ということで、議事録のほうは整理させていただきますのでよろしくお願

いたします。

これより質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより代表監査委員の決算審査に関する報告を求めます。安藤代表監査委員。

代表監査委員 それでは、令和元年度大木町水道事業会計の決算審査の報告をさせていただきます。意見書ですけれども45ページをお開け願います。

審査についてですけれども、審査対象は、1、令和元年度大木町水道事業会計決算、2、総勘定元帳、関係証書類。

審査の期間でございますけれども、令和2年7月27日、1日限りとしております。

3、決算の審査に当たっては、次のことに重点を置いて審査を行っております。1、決算計数は正確であるか、2、経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、3、経営活動が経済性を発揮して行われているか。

4、審査の結果でございますけれども、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、本年度の経営成績及び本年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認めました。

次に、意見書の46ページをお開け願います。

工事についてでございますが、水道加入に伴う水道管新設及び改良工事の2

か所の工事を施工し、８８３万８，８００円を支出しております。また、平成２７年度から第１期配水管路耐震化工事に着手しており、令和元年度は工事５路線、工事件数にして１２件、２億７，９０９万２，４００円を支出しております。その他、建物事前調査業務を委託し、３０４万８，８４０円を支出しております。

今後も計画的で効率的な実施に努められるようお願いをいたします。

水道事業は、平常時はもちろん、地震災害や水害などの非常時において、住民の命をつなぐ非常に重要なライフラインの一つであると思っております。これからも安定的かつ安全な水道の供給、特に災害に強い水道事業の確立に努めていただくことをお願いして、令和元年度大木町水道事業会計歳入決算審査の報告をさせていただきます。

以上が、水道会計の決算報告でございますけれども、意見書の最後、５８ページ、５９ページに監査報告の結びとして、総体的なことを書かせていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

この中でも特に５９ページの中段以降、本町の総合戦略に掲げられた事業を継続的かつ確実に実施していただくためにも、交付金の有効活用と自主財源の確保に努め、特に町税等の収納率向上には総力を挙げて対応し、善良な納税者に不公平感を抱かせることのないよう、なお一層の努力をされるよう強く要望いたします。

最後に、今後訪れる少子高齢化に伴う人口減少や厳しい経済情勢の中で、豊かで暮らしやすい大木町の実現のため、将来世代への過大な負担を残すことがないように、今後も財政を取り巻く様々な状況を的確に把握し、必要な財源を確保するとともに、緊急性、必要性、経済性、効率性などに十分配慮し、事務事業の見直し、選択を行い、各課の連携を図りながら適切に対応され、住民と行

政との協働のまちづくりを推進し、さらなる住民福祉の増進に努められるよう切望して、監査委員報告とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

議長 代表監査委員の報告を終わります。

これより代表監査委員の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

安藤代表監査委員、ありがとうございました。

お諮りいたします。議案第66号については、第1決算審査特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号令和元年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、第1決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

日程第4、議案第67号令和2年度大木町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第67号令和2年度大木町一般会計補正予算（第6号）につい

での提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、令和2年度大木町一般会計予算に歳入歳出それぞれ4,443万2,000円を追加し、それぞれの合計を80億2,791万7,000円として計上するものでございます。

その主なものといたしましては、歳入では、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金253万円、気候非常事態宣言推進事業補助金1,000万円、公立学校情報機器整備費補助金240万1,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金250万円、農業水利施設危機管理対策事業県支出金500万円、災害対策費用保険金100万円。

また、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策の事業として保育施設等に対する支援571万7,000円、学童保育所に対する支援540万円、医療福祉施設等に対する支援765万円、気候非常事態宣言推進調査業務委託料1,000万円、地球温暖化防止対策支援補助金300万円、生ごみ収集車両購入費600万円、プレミアム付商品券事業を含む商工振興事業費264万1,000円、小中学校プロジェクター等備品購入費730万7,000円など。また、一般事業では、国営水路フェンス設置工事費650万円、職員人件費総額4,197万3,000円の減額となっております。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。

まず、歳出の説明を順次お願いいたします。池末総務課長。

総務課長 予算書の17、18ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費1万円の補正をお願いしております。内訳は、4節共済費として同額です。内容としては、職員共済組合負担金において、掛金、負担金割合の率の変更に伴い予算の不足が生じるものです。

なお、今回の補正予算につきましては、職員の人事異動及び退職等に伴う人件費の補正をそれぞれの該当費目で計上しており、一般会計においては4,197万3,000円の減額補正となっております。

以下、人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費907万7,000円の補正をお願いしております。主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額及び職員採用試験に要する経費の補正でございます。18節負担金補助及び交付金33万8,000円です。令和3年4月1日採用予定の大木町職員採用試験に加え、本年10月1日採用とする職員採用試験の実施において、年齢要件を拡大し、有能な人材を広く募集することとしたため、受験者数の増加等による職員採用試験負担金の不足が見込まれるため増額をお願いするものです。

2目文書広報費、この費目については、補正額の財源内訳にございます。福岡県母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金事務費の充当による財源内訳の補正でございます。

5目財産管理費65万7,000円の補正をお願いしております。内訳は、10節需用費として同額です。内容としまして、子育て交流センター北側出入口自動ドア及び庁舎前フラッグポールの修繕に要する経費の補正でございます。

以上でございます。

企画課長 6目企画費225万円の補正をお願いしております。ふるさと納

税事業126万円の内訳としては、次のページをお願いします。ふるさと納税返礼品をさらに魅力的なものに磨いてもらうために、返礼品納入事業者を対象にした研修会の講師謝金として5万円を計上したほか、ポータルサイト上に本町と返礼品の紹介をしてもらうための費用として、サイト利用料88万円、首都圏において、よりターゲットを絞った広告を行うための委託料として33万円をそれぞれ計上しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業99万円の内訳として、ソーシャルネットワーキングサービスのLINEを活用して町民が求める情報をより早く伝えるとともに、属性を生かした情報発信を新たに始めるに当たり、そのためのシステム構築費として委託料33万円とシステムの使用料66万円をそれぞれ計上しております。

以上です。

総務課長 10目情報処理費319万円の補正をお願いしております。内訳は、10節需用費として66万円の補正をお願いしております。内容としては、経年劣化による住基、戸籍、財務システム用UPS（無停電電源装置）のパワーユニットの交換に要する費用をお願いするものです。

次に、12節委託料として253万円の補正をお願いしております。内容としては、住民基本台帳システム改修に要する経費の補正でございます。

なお、この経費は全額国庫補助となり、社会保障・税番号制度システム整備補助金として歳入に計上しております。

以上でございます。

企画課長 11目まちづくり活性化推進事業費32万5,000円の補正を

お願いしております。17節備品購入費、同額で、新型コロナウイルス感染症対策事業として、庁内で分散してウェブ会議等を行うために必要なカメラやスピーカーなどを購入する費用です。

以上です。

総務課長 13目防災諸費213万7,000円の補正をお願いしております。内訳は、8節旅費として2万2,000円の補正でございます。内容としては、自主防災組織育成事業において、地域における自主防災組織の活動に参加する防災士の育成のため、防災士資格取得、受講に係る交通費でございます。

17節備品購入費として200万円の補正をお願いしております。内容としては、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営のため、空気清浄機17台の購入に要する費用をお願いするものです。

18節は負担金補助及び交付金として11万5,000円の補正をお願いしております。内容としては、先ほどの自主防災組織育成事業において、防災士資格取得のための受験料等に要する費用を助成するためお願いするものです。

14目安全・安心まちづくり推進事業費3万3,000円の補正をお願いしております。内訳は、7節報償費として同額です。内容としては、今年6月に町内で発生しました水難事故の再発防止、対策の協議を行う安全・安心まちづくり推進協議会の追加開催に要する委員の報償費をお願いするものです。

以上でございます。

福祉課長 21ページ、22ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,173万2,000円の減額補正をお願いしております。うち、人件費を除く福祉課予算といたし

ましては103万円の増額をお願いしております。

23ページ、24ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金として同額の103万円の補正をお願いしております。内容は、社会福祉協議会の法人運営費に新型コロナウイルス感染症に係る対策費として追加費用をお願いするものでございます。内容といたしましては、感染防止のための消毒液等が15万円、訪問調査のためのタブレットなどの経費が16万2,000円、災害への備蓄のための冷蔵庫が15万4,000円、事業における感染防止のパーティション等が56万4,000円となっております。

5目障害者福祉費73万7,000円の補正をお願いしております。12節委託料として同額です。内容は、障害者自立支援給付審査支払等システムにおける報酬改定の対応など、制度改正に伴うシステム改修費をお願いするものでございます。

10目国民健康保険費8,000円の補正をお願いしております。27節繰出金、同額でございます。内容は、国民健康保険特別会計への事務費繰出金でございます。

11目健康福祉センター費483万5,000円の補正を計上しております。12節委託料52万円の減額でございます。指定管理委託料のうち、健康づくり事業の中で計画している介護予防事業を4款1項5目の介護予防・日常生活支援総合事業に組み替えるものです。

18節負担金補助及び交付金535万5,000円でございます。健康福祉センターにおける新型コロナウイルス感染症対策として、大型冷蔵庫や空気清浄機など消毒や換気のための備品や消耗品等です。内容といたしましては、アルコール消毒液等の感染対策消耗品が77万3,000円、空気清浄機等の換

気など感染防止の予算が183万8,000円、キャッシュレス決済のための接触感染防止費用が16万9,000円、避難所運営における過密監視のためのカメラ等のシステム233万円、オンラインレッスンのためのカメラ等の設備が24万円となっております。

12目介護保険費535万3,000円の補正をお願いしております。12節委託料として115万3,000円です。

25ページ、26ページをお願いします。

内容は新型コロナウイルス感染症の影響下における高齢者の生活実態の把握に係る費用をお願いするものでございます。2点ありまして、まず1点目が、引き籠もりがちな生活により下肢筋力低下等のおそれがあり通いの場の参加には不安を持つ方に対し、リハビリ専門職が高齢者の自宅に訪問し、心身状態のアセスメント及び必要な運動、機能向上のための支援を行うものです。10人に対し、1人につき3回の訪問予定で16万5,000円を計上しています。

2点目として、独り暮らしの高齢者等に対し、自宅への訪問や通いの場での聞き取りを通して心身の状況や生活の実態等を把握し、適切な支援につなげるものです。400人の実態調査費用等で98万8,000円を予定しております。

18節負担金補助及び交付金として420万円の補正をお願いしております。内容は、高齢者及び障害者福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策事業交付金をお願いするものでございます。施設における感染症対策費として計上しております。高齢者施設が18施設、障害者施設が4施設でございます。

16目後期高齢者医療費88万円の補正でございます。27節繰出金、同額でございます。内容は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、システム改修費用に対するもので全額国の補助となっております。

以上でございます。

こども未来課長 2項児童福祉費、2目児童福祉費1, 135万7, 000円の補正をお願いしております。この補正は、次の3目児童福祉施設も含め、厚生労働省により通知されました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、国の2次補正の特別措置分の補助を活用して実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

内容につきましては、右側説明欄の事業ごとに説明していきたく思います。多様な保育事業としまして250万円をお願いいたしております。

18節負担金補助及び交付金の450万円のうち、延長保育事業補助金（コロナ対策）200万円は新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、各園の延長保育事業に際し、必要なマスクや消毒アルコール等の消耗品や備品などの購入費用として、保育施設に1施設当たり50万円を上限に4施設の保育園等に補助するものでございます。次に、一時預かり事業補助金50万円は認定こども園に補助するもので、一時保育事業に際し、新型コロナウイルス感染拡大防止として必要となる経費50万円を限度として補助するものでございます。保育士確保及び質の強化事業として200万円をお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金450万円のうち、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業200万円は、4か所の町内私立保育所、小規模保育所に対し、それぞれ50万円を上限に補助するもので、新型コロナウイルス感染拡大防止のための衛生品の購入費用や感染防止対策のための環境整備に必要な備品の購入費として補助するものでございます。

続きまして、学童保育所運営事業として540万円をお願いしております。

12節委託料540万円のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止事業300

万円は、学童保育所施設単位当たり50万円を上限に、6施設に新型コロナウイルス感染防止のための費用として補助するものでございます。

同じく、委託料、利用料減免事業240万円は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、登園自粛を行いました4月10日から5月25日までの間ですけれども、行った施設に対し、損失した利用料を補填する費用としてお願いするものでございます。

続きまして、子育て支援拠点事業として145万7,000円をお願いいたしております。10節需用費98万円のうち、消耗品費88万円は新型コロナウイルス感染拡大防止として、マスクや医療用ガウン等を購入する費用として88万円を計上し、次に、同じく需用費、医薬材料費では10万円をお願いし、アルコール消毒液の購入費として計上しているものでございます。

17節備品購入費47万7,000円のうち母子保健事業備品購入費7万7,000円は、赤ちゃん人形や胎児人形が老朽したことにより新たに購入する必要が生じたため計上しております。母子保健事業備品購入費（コロナ対策）10万円は、コロナウイルス感染の予防、産前・産後ケアサポート事業の備品として購入する費用としてお願いするものでございます。また、同じく備品購入費、一般備品購入費（コロナ対策）30万円は、乳児健診を実施する際のコロナウイルス感染症対策の備品を購入するための費用としてお願いするものでございます。

続きまして、3目児童福祉施設258万1,000円の補正をお願いしております。10節需用費32万6,000円は、右側説明欄をお願いします、大溝保育園保育運営事業において、消耗品として新型コロナウイルス感染拡大防止予防として、消毒用アルコールやマスクなどを購入するための費用として計上しております。

次に、17節備品購入費99万円は、同じく大溝保育園運営事業において、新型コロナウイルス感染拡大予防として、園児が毎日使うテーブルや園庭で遊ぶ際の熱中症対策として使用しているテントの数を増やし、密接、密集を解消していくための備品として購入するものを計上しております。

以上で説明を終わります。

健康課長兼福祉課長 4款衛生費、29ページ、30ページをお開きください。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,524万5,000円の減額補正を計上しております。うち、人件費を除くと345万円の増額補正をお願いしております。18節、同額の345万円でございます。新型コロナウイルス感染症対策補助金として医療施設等に交付するものです。医療機関が各20万円で12機関、歯科医院が各10万円で6機関、調剤薬局が各5万円で9機関として計上しております。

以上でございます。

こども未来課長 4目母子保健事業100万円の補正をお願いしております。

7節報償費186万9,000円は、支出内容の性質上、予算執行に支障が生じたことにより、委託料を186万9,000円の減額補正を計上し、予算の入替えをお願いするものでございます。予算の入替えのために計上した予算以外につきましては、新型コロナウイルス感染拡大のための国・県の補助を活用して実施するものでございます。内容といたしましては、インターネットを活用し、感染拡大のリスクの軽減を図りつつ、気軽に妊娠期から発育、子育てを相談しやすい環境を整備するための事業として、オンラインによる相談事業を展開するものでございます。

10節需用費8,000円は、LANケーブルなどを購入するための費用として、消耗品として計上しているところでございます。

13節使用料及び賃借料39万6,000円は、インターネットを活用したオンライン相談アプリの初期設定費用と利用料として計上しておるところでございます。

17節備品購入費59万6,000円は、オンライン相談業務用タブレット端末の購入費用に、そのほか、コロナウイルス感染予防対策にクロススクリーンなどを購入するための費用として計上しているところでございます。

以上でございます。

健康課長 5目介護予防・日常生活支援総合事業費65万5,000円を計上しております。この目につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のための予算でございます。8節旅費1万4,000円、この事業に関する職員の旅費でございます。10節需用費11万2,000円、これもこの一体的実施の事業に要する教材等の消耗品でございます。11節役務費9,000円、これは受診勧奨通知等の郵送費でございます。12節委託料52万円、これは健康棟で実施する事業の委託料で、指定管理委託料からの組替えでございます。

以上でございます。

環境課長 10目気候非常事態宣言推進事業1,315万円の補正をお願いしております。気候非常事態宣言推進事業1,015万円の内訳として、昨年度末に計画して実施ができなかった気候変動への危機に関するシンポジウムについて改めて開催するに当たり、基調講演の講師謝金として15万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択を受けて、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けたロードマップ作成を主な業務とする調査研究に係る委託料として、1,000万円を計上しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業300万円は、再生エネルギー100%の暮らしをパイロット的かつモデル的に取り組んでもらう世帯に対して、補助金を交付するための費用を計上しております。具体的には、太陽光発電、電気自動車、さらに家庭から車への充電、車から家庭への給電を行うV2H機器を加えたシステムの構築に係る費用の一部を補助する予定です。

2項清掃費、2目もったいない宣言推進事業費600万円の補正をお願いしております。17節備品購入費、同額で、新型コロナウイルス感染症対策事業として、循環センターに備える生ごみを収集運搬する車両を購入するための費用を計上しております。

以上です。

会計課長 3項上水道費、1目上水道施設費マイナス1万9,000円の減額補正です。18節負担金補助及び交付金で同額です。福岡県南広域水道企業団が実施する事業に対し、拠出する負担金が減額となったことにより計上するものです。

以上です。

建設水道課長 6款農林水産費、1項農業費、5目農地費285万6,000円の増額補正をお願いしています。

10節で、公用車等の修繕料5万円、県4割の補助である農村環境整備事業の

内示に伴う道の駅おおき北側未舗装道路の舗装工事で、14節工事請負費280万円、次のページをお願いします、18節当該事業に係る県土地改良事業団体連合会への負担金6,000円を計上しています。

9目クリーク管理保全対策費820万円の増額補正をお願いしています。14節工事請負費と同額です。国10割の補助である農業水利施設危機管理対策事業に伴うもので、国営幹線水路に転落防止柵を設置するものです。また、山ノ井川及び花宗川に排水する樋管5か所の改修を行うものです。

別途配付しています資料をご覧ください。

右上の凡例ですが、本年度改修が赤丸、既に改修済みが青丸、構造的に改修が困難など、今後、県の事業と調整を要するものが緑丸でございます。裏面に整備例をつけております。近年多発する大雨により河川が増水した際、樋管からの逆流を抑制する招扉型ゲート、山ノ井川2か所、花宗川3か所、合計5か所の設置を計画しています。

以上でございます。

産業振興課長 7款商工費、1項商工費、2目商工振興費は364万1,000円の補正をお願いしています。

12節委託料100万円は、観光振興魅力向上事業委託料で、福岡県宿泊税交付金を見込んで、町の観光振興及び魅力向上を図るための予算として計上しております。

18節負担金補助及び交付金264万1,000円の内訳は、大木町地域振興事業補助金150万円、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金114万1,000円は、多子世帯応援事業助成金に係る予算を計上しています。大木町地域振興事業補助金は、個人消費を喚起して地域経済の活性化を図るため、商工会が行う2

0%のプレミアムをつけた商品券の発行事業が現在実施されておりますが、20%のプレミアム分の費用負担の割合、福岡県が50%、町が40%、商工会が10%と当初計画しておりました。しかし、コロナ禍の中において、国のコロナ対策交付金事業として、商工会の負担分10%も交付対象とすることができることから、本来商工会が負担すべき10%分、150万円を町が代わって負担するものでございます。このことにより、指定登録店の商品券換金に係る手数料が免除され、お店の負担軽減になるものでございます。

多子世帯応援事業助成金は、5月の臨時議会補正2号におきまして、新型コロナウイルス感染症対策事業として予算承認をいただき、環のめぐみ及び環のかおりの予約販売を行いました結果、当初の見込額より多くの予約申込みをいただいたことから、追加の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

建設水道課長 35、36ページをお願いします。

8款土木費、2項河川費、1目河川総務費3万5,000円の増額補正をお願いしています。18節負担金補助及び交付金、同額でございます。福岡県河川協会の負担金でございますが、負担金額が前年度事業費で算出されることから、当初の見込みを上回ったことにより補正するものです。

以上でございます。

議長 すみません、説明の途中ですが暫時休憩をいたします。再開を10時55分といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 10時44分

再開 10時55分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10款教育費より、内藤課長よろしく願ひいたします。

学校教育課長 10款教育費、1項教育総務費、3目教育力向上支援事業費480万2,000円の補正をお願いしております。この補正は、文部科学省のGIGAスクール構想の加速による学びの保障により、急速な学校のICT化を進めるため、ICT技術者の配置経費を支援するもので、国の2分の1の補助によるもので予算計上するものでございます。12節委託料の増額で、国の基準による4校に約2人のGIGAスクールサポーターを配置する委託料でございませう。

2項小学校費、1目学校管理費408万5,000円の減額補正をお願いしております。

37、38ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業として405万9,000円の補正は、国のGIGAスクール構想のさらなる加速、強化等による新たな時代に相応し、教育の実現によりICT環境の整備、運用の経費等のうち、他の支援施策の対象とならない、または超える部分として、プロジェクターとスクリーンを各小学校に整備するために予算計上するものでございませう。

17節備品購入費、コンピューター用備品購入費の増額で、プロジェクターとスクリーンを大溝小学校、木佐木小学校には各学年に、大莞小学校は2学年

に1組ずつ購入するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費325万3,000円の補正をお願いしております。新型コロナウイルス感染症対策事業として324万8,000円の補正は、2項小学校費と同様に、中学校にもプロジェクターとスクリーンを整備するために予算計上するものでございます。17節備品購入費、コンピューター用備品購入費の増額で、プロジェクターとスクリーンを各クラスに1組ずつ購入するものでございます。

以上でございます。

生涯学習課長 4項社会教育費、6目生涯学習まちづくり推進費73万7,000円の補正をお願いしております。17節備品購入費、同額です。現在、こっぽーっとホールや総合体育館・アリーナなど、会場に集客して行うイベントなどの開催につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、施設の利用制限を設けております。そのような中、会場内へ収容できない方々に対して、別室や別施設で会場内の模様をリアルタイムでご覧いただきますよう、配信に必要なパソコンやマイク、カメラなど配信機器を整備するものでございます。

以上です。

議長 以上で、歳出に関する所管課長の説明を終わります。

続いて、歳入の説明を所管課長に求めます。川村会計課長。

会計課長 それでは、戻りまして13ページ、14ページ、お願いいたします。

歳入予算補正の主なものについて説明いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金253万円と2目民生費補助金のうち、右側、14節後期高齢者医療システム改修に対する補助金88万円。これにつきましては、いずれもシステム改修費用について、その全額が補助金として措置されることから計上しているものです。

また、3目衛生国庫補助金のうち、右側説明欄にあります気候非常事態宣言推進事業補助金1,000万円は、歳出で説明いたしました当該補助事業に取り組むことから交付される分を計上しております。

残りの国庫補助金、国庫支出金につきましては、歳出で説明いたしました新型コロナウイルス感染予防対策について、交付される補助金をそれぞれ計上いたしております。

15款県支出金、2項県補助金についても、4目農林水産業費補助金では、右側の説明欄にありますとおり、歳出予算にて計上している2つの事業、農村環境整備事業、これは、歳出では舗装工事と表記されていましたが、それから、農業水利施設危機管理対策事業、こちらは、歳出のほうでは国営水路フェンス設置工事と表記されていたものです。これらに充当される補助金を計上しているほか、国庫支出金と同様、新型コロナウイルス感染予防対策について交付される補助金をそれぞれ計上しています。

17款1項寄附金、2目総務費寄附金126万円は、歳出で説明したふるさと納税事業において新たに計上された経費に対する財源として同額の予算を計上しています。

15ページ、16ページをお願いします。

20款諸収入、5項2目雑入で計上した730万3,000円のうち、説明欄の一番上100万円につきましては、今年度から加入した全国町村会の災害

対策費用保険、こちらからの給付金、これについては、対象が令和2年7月豪雨における災害対策について、本町が避難勧告を発動したこれがレベル4に該当するというので、当該のかかった経費について給付金が出るものということです。こちらを計上しています。あとの2件については、介護保険、後期高齢者医療の各連合からの事業交付金を計上しています。

21款1項町債、3目衛生債40万円の補正です。歳出で説明いたしました企業団への出資金のうち増額となるもので、かつ、起債が認められるものについて出資債を起し見合い分を計上しているものです。

以上で、議案第67号令和2年度大木町一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員 ちょっと一気に説明されたので、なかなかどこから手をつけたらいいのかわかりませんが、まずお聞きしたいのは、新型コロナウイルス感染症対策で、いろんな備品とか空気清浄機とかを購入されるということだったんですけども、ちょっと早口でばあつと言われましたので、何を買うのリストアップしたのがもしあるのであればお見せしていただきたい。

それから、あと、空気清浄機はいろんな性能のやつがあるかと思うんですけども、次亜塩素酸入りの空気清浄機なのか何なのか、その辺の機器の選定はどのように行われたのか、その辺をお尋ねしたいと思います。まずは、よろしくお願いします。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 それでは、再開いたします。

答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 小島議員のご質問にお答えいたします。

感染症に対応した避難所運営のための空気清浄機の設置については、17台ということをごさいます。その空気清浄機の内容によりますと、その内容については、プラズマクラスターというようなことで、次亜塩素酸とかそういったものを使うのではなくてフィルター、通常の一定の除菌機能はございますが、そういった空気浄化のフィルターを設置したような清浄機を想定しております。その規模については、例えば、小学校教室を賄える分の大体約50から60畳あたりで想定して予算を計上させていただいております。

以上でございます。

議長 暫時休憩します。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 それじゃ、再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。次、6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 3点ほどお聞きをします。

まず1点目、学童保育所運営事業。説明の中で300万の配分されるのが6施設というふうに説明があったんだけど、私の認識だと各校区に1つずつと大莞の旧保育園跡に1つかな。あれは学童保育所と言わんのか。大体3つぐらいしかないような気がするんだけど、6施設を説明されたので、ちょっとその説明をお聞きしたいというのが1点目。

2点目。予算書32ページ、一番上、調査業務委託料。環境省からの10割交付金という説明は聞いておるんだけど、調査業務委託料1,000万ぽんと計上されてあるんだが、何を調査して何を得るのか、もうちょっと説明があっというんじゃないかなというふうに思うところです。それが2点目。

3点目、その下、コロナウイルス感染拡大対策事業。大体どこも何がしか関連があるようなものを買ったり整備したりやっておると思うんだけど、生ごみ収集車とコロナ感染拡大がどう結びつくのか。要は、町民が納得できるような金の使い方をせんならば、あるから買おうかじゃ、それは納得いかん。だから、それは十分に検討した結果だとは思うんだけど、やっぱり不適正な執行と見られないように、単費なら単費、買わなきゃならんわけだから。というふうなことを検討されてはということの3つのお尋ねです。

議長　それでは、まず1点目については、的場こども未来課長のほうから箇所の説明をお願いいたします。的場こども未来課長。

こども未来課長　6番、北島議員のご質問に対してお答えしたいと思います。

ご指摘がありましたように、私の説明の中では1施設当たり50万円を限度にということでご説明申し上げたところです。

説明が不足していた分がありましたので、その点については申し訳なく思っております。大溝の学童保育所については、区分当たり3施設、今、あそこは1つの学童保育所ということで運営しておりますけれども、施設単位で申し上げれば3施設ということになっております。ですので、ここで予算を計上しております300万円のうち150万円を大溝の学童保育所に。それと、あと、木佐木の学童保育所については、施設単位が2単位で運営しております。ですので、2単位相当分、1施設が50万円を上限にしておりますので、木佐木の学童保育所については100万円。そして、残りの大莞の学童保育所については、施設単位が1施設になっておりますので50万円ということにしておるところでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

議長　それでは、次に、予算書32ページの調査業務委託料についての説明を野田環境課長、よろしくをお願いいたします。

環境課長　ご質問にお答えいたします。

今回の事業につきましては、気候変動に適応し、環境と経済を両立した持続

可能なまちづくりを実現するために、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを実現するためのロードマップを作るということでご説明いたしましたけれども、具体的な中身としては、1つは、本町において温室効果ガス排出の実態を把握するというごさいます。その調査が1つです。

2つ目は、基本的に再生可能エネルギーをどのように本町の中につくっていくのか、その可能性というものを検討するというのが2つ目のごさいます。

3つ目は、その再生可能エネルギーをどのようにうまく使っていくか、利用していくか、そういったことの取組みの検討と。そして、併せて町民の皆さん方と一緒にこのことを検討していくと、そういった町民の皆さん方と一緒に検討するプロセスの取組みということで予定をしております。

それから、3点目の車両の購入でございませけれども、基本的には、私どもは、いわゆる今エッセンシャルワーカーということで、やめることができない、止めることができない。生ごみ収集については、感染者が出たとしてもやめることができないというような業務の一つだというふうに認識しております。現在、2台の車両が回っておりますけれども、なるべくシフトを分けて、感染した場合についても対応できるような、そういう意味で、それを3台分ければ、密をある程度回避できるという考え方に乗って、今回、車両購入を検討した次第です。

以上です。

議長 6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 1番目の質問分かりました。ただ、施設区分というのが、増築、増築を重ねた結果、大溝の場合は3つの区分になって3施設です。木佐木

の場合も増設して2つでカウントするんですということであるならば分かりました。そういった説明なら。

2点目、1,000万の調査業務でしょう。だから、委託料として1,000万シフトするのであれば、どういった業務の成果をいただくのか。要は、今から補正ですから幾ら期間を取ったとしても3月末事業完了ということで委託契約を結ぶと思うんだけど、じゃ、そこでどういった成果を求めるといふ形の業務委託契約を結ぶのか。だから、野田課長が説明したのは、非常に先が長いような話を聞いたような気がするんだけど、1,000万の3月までの業務で何の成果を求めようとしているのかというのを、ちょっとお聞きを再度したいと思います。

それと、生ごみ収集車、非常に苦しい答弁だとは思いますが、密を避けると、今でもそれは2台が3台になろうと従事者の数は変わらんとするし、それが密を避けるということになるかどうかというのは、非常に私とすれば納得がいかない。それを聞いた町民の人たちが、本当やねと言うんなら、それはすんなりいくかもしれんけれども、非常に苦しい答弁を求めたと思うんだけど、そこまで苦しい答弁をせんでいいように、コロナの対象からちょっとこれはもう外しますと。でも必要なだから単費で買えますよというふうな組替えでも思い切ってやったほうが、野田君も苦しい答弁をせんでもいいような気がするので、そこは再考をお願いしたいと思います。

以上です。

議長　　じゃ、一応、最初の調査業務についてのところについては、再答弁は課長でよろしいか。

答弁をお願いします。境町長。

境町長 気候非常事態宣言、これから町としてどう取り組んでいくのか、ちよっとコロナ関係があつてなかなかスタートできないというような状況が続いていますけれども、いずれにしても、今後のロードマップが、どのようなスケジュールで取り組んでいくかということをしてできるだけ早く具体化する必要がある。そういう中で、今回、国のほうでこういう補助事業をご提供いただいたということは、本町にとっては非常にありがたいと。だから、少なくとも1つは、そういうような今後の町の取り組み方のロードマップについて具体的に町民の皆さんも含めたところで検討して、具体的に提示をしていただくということにはなるかと思えます。

その前提として、今の町の状況、エネルギーの利用状況であったりとか、あと、そのために必要な対策はどういうものができるのか。短期でできること、中期でできること、長期でできること。CO₂削減と温室効果ガス削減というのは、一晩でできることではありませんので、やっぱりしっかりすぐできること、少し時間をかけてやることとか、そういうことも含めて具体的なそういうような計画を提示していただく必要があると。

議員ご指摘のように、環境省の補助事業等については、特にこの時期の採択というのが多いんですね、調査事業というのは。それで、3月末までに調査を完了しないといけないというのは、本当に日程的に非常に厳しいんですけれども、ただ、いずれにしても、そういうようなことは本町にとって必要ですので、しっかりこの補助事業を活用させていただいて、今後の見通しについては、しっかりと具体化していきたいというふうに考えておりますので、そのことについては、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、生ごみ収集車がコロナ対策になるかというような疑問をいただいて

います。町民目線でどうなのかということと言われる点については、まさに、そういう説明については、なかなかすっきりとした説明ができるのかどうかというのは本当に難しいところだとは思いますが、これは、ただ、国のほうが、今回コロナ対策事業として町に内示をした交付金の限度額がありまして、それに該当するようなものを町が提案して、それに対して、国が、それが妥当かどうかを判断すると。それで、それが妥当だというふうに判断すれば、それは、コロナ対策の一環として対応できますよということになります。だから、そういうふうになれば、町としては対応したいというふうに思っていますので、そういう計画に上げるということですね。だから、これの対象になるかどうかというのは、はっきりいって今のところまだ分かりません。ただ、こういうコロナ対策の一環として町としては考えていますということでは、手を挙げたいというふうに思っています。

国のほうからご提示いただいている限度額としては、コロナ対策として直接的な対応、事業者に対する支援であったりとか、いろいろ先ほどの備品関係であったりとか、コロナ対策に対する直接的な経費分としては、第1次交付限度額として8,400万余。第2次交付分の2億1,000万余りのうち6,300万余りをその対策として交付を受けている。あと、残りの1億4,800万程度は、新しい生活様式への対応。要するに、コロナを乗り越って新しい生活様式をこの際築いてくださいというようなことに、国はこの交付金を充てているというふうに私たちは考えています。

そういうことで、特に、国のほうがこの交付金、新しい生活様式の中で重点的に考えているのは、1つはICTですよね。大木町の場合、まだ光ケーブルができていないということで、町民の皆さんからも随分いろいろご意見をいただいておりますし、今回の学校のGIGAスクール関係であったり、とにかく、

ICT、IT、情報通信を通じて、この際、町としてはしっかり整備をしたいというふうに思っていますし、併せて、環境対策についても、町はいろいろ環境対策をやっていますけれども、環境対策としてできる事業は、この際、この交付金を使ってやらせていただきたい、そういう形で国に提案をしているところであります。

一応、これに関しては、今のところ単費事業という形になってはいますが、コロナ対策として上げさせていただいているという意味は、この交付対象事業として町は考えていますということを提案させていただきたいということで上げさせていただいているということで、ご理解をいただきたい。

いずれにしても、生ごみ収集車については、循環センターが事業を始めてもう13年以上経過してしまっていて、1台はもう更新をしています。もう一台、どっちみち更新しないといけない時期に来ているということでもありますので、議員ご指摘のように、いずれにしても、更新が必要な時期ではあるということをご承知おきいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 北島議員、よろしいですか。

じゃ、次、12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 先ほどの北島議員の関連でございますが、その委託料1,000万、半年ということで話がありましたけれども、これは、繰り越して1年間で結果を出すということでできないのですか。というのは、気候変動の中で、そして、やっぱりその時期、季節に応じて排出ガスも変わってくると思います。年間通した中で調査をしていかないと、これは完全なものじゃないん

じゃないかと思しますので、それは、半年じゃなくて翌年度繰り越して、1年間経過をして調査するのが必要じゃないかと思いますが、いかがですか。

議長 答弁を許します。野田環境課長。

環境課長 ご質問にお答えいたします。

今回の補助金につきましては、環境省直接ではなくて、一般社団法人からの補助という形になっております。基本的には、繰越しという形はできないのではないかというふうに思っております。

したがって、今年度おおむねもう半年ぐらいしかございませんけれども、半年の中でできる限りの調査を行うと。併せて、当然今回は調査だけで終わってしまったのでは意味がありませんので、ご指摘のとおり、来年度もこの調査を踏まえて、やはりいろいろと取り組んでいく必要があるというふうには考えております。ただし、この調査事業については、繰越しはできないというふうに認識しております。

以上です。

議長 よろしいですか。

じゃ、次、10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 先ほどの1点は、北島議員の質問と重複しますのでよろしいんですが、この際というのは、気持ちはよく分かるんです。大木町にとっては、この際、単費を少しでも減らしたいのでやりたいというのは分かるんですが、全体的な、やはり用途については、私たちの全国的に考えても僕らの税金で補

助とはいえやっていますので、使途については十分考えてやっていただきたいというふうに思います。

それから、2点目なんですけれども、実は、今日、朝の新聞に、水難事故で100万円匿名で寄附があった。で、それを使ってそういう事業をやったというようなことをちょっと書いてあったんですが、その100万円は、ここの中に入っているんですか、収入の中に。それ、ちょっと分からなかったので教えてください。

議長 確認ということで。川村会計課長でよろしいか。

暫時休憩いたします。

休憩	時	分
再開	時	分

議長 すみません、お待たせいたしました。再開いたします。

答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご指摘、補助事業であれ、使途については、やっぱり十分精査をしてほしいというようなお話もございましたし、本当に財政厳しき折でございますので、そのことについてはしっかり精査をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

それと、寄附の件に関しては、多分全協のほうでもお話しさせていただいて

いたかと思うんですけども、100万円匿名でご寄附いただいていると。ご連絡いただいてすぐ振込をしていただいています。それについては、残る形でこの寄附については利用させていただきたいということで、教育委員会とも協議いたしまして、1つは浮き輪の分と、もう一つは、今回のマップの分に使用したいと。残る形で、そういう形で使わせていただこうということで内部で協議をしているところでございます。

ただ、寄附金に関する予算計上が、申し訳ないんですけども、今回の補正では計上をしておらず、今年度、最終的に寄附として計上させていただくという形をお願いをしたいというふうに考えています。ただ、いずれにしても、具体的な形では出ませんが、この分を充てるということで考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 寄附は、あれでしょう、浮き輪はたしか現場にあるんじゃないですか。だとすると、これ、要するに収入として入るのが一般的に当たり前じゃないんでしょうか。会計課長、どうなんですか、それ。

議長 答弁を許します。川村会計課長。

会計課長 ご質問にお答えいたします。

本来、議員ご指摘のとおり、特定の収入があって、それを特定の目的で使用するというのであれば、同時に上げるのがご指摘のとおりであります。ただ、

金額が、例えば、計上した際に完全にイコールであれば上げやすいんですが、金額がイコールでないということと、あとは、寄附の残りの使い道というのがまだ特定していないということ。年度において、あくまでも一般寄附という形の扱いになりますので、他の寄附金が入ってくることも想定されますので、通常は、寄附金等については1対1で使い方が特定するものについては、随時、計上することもあるんですけども、今回については、申し訳ありませんがまだ計上していないと。

ですので、最終的には、先ほど町長が申しあげましたとおり、今現在は一般財源を使って救命具の、それから冊子等の財源を確保しているんですけども、最終的に予算化することで財源を組み替えるという形で、決算に向けては整理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 10番、古賀知文議員、よろしいですか。

古賀知文議員 分かりました。

議長 次に、じゃ、7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 2点ございます。

まず1点目は、これ、私素人で申し訳ないんですけども、逆流防止をすることによって、山ノ井川の氾濫が防げないと思うんですけども、これで大分変わってくるんですか。素人ながらの質問で申し訳ないんですけども。

議長　この効果についてですね。

益田隆一議員　はい。効果的なものがどんなものなのかと。

例えば、笹淵地区の方が、これを見て、つけてくれるけん助かったと思われるのか、いや、これ実は、これつけてもそんなに変わらんとよとか、我々ちょっと説明せないかんもんで。どんなものなのかというのを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長　それじゃ、答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　益田議員のご質問にお答えいたします。

この招扉型ゲート、フラップゲートとも言いますが、資料の写真を見ていただくと分かるんですけども、上のほうにヒンジがついておりますので、そしてこれ、河川側から撮った写真になります。奥のほうからが、通常排水で流れてくるということになりますので、その分は水圧でバコバコっと開くような構造になっております。河川が増水しますと、これ、水圧で閉まるということで、そういう意味で逆流を防止するというような構造になっておる施設でございます。

山ノ井川につきましては、越水による氾濫と申しますか、そういう状況が近年ございますけれども、越水、いわゆる堤防を越える前にこういう未整備の管ですとか暗渠とか、こういうものから逆流して、笹淵地区、福間地区の初期の川の水の流入が始まるということが調査のほうで分かってきました、かなり、こちらの整備をすることで効果は得られるものということで認識しております。

そもそも、見ていただくと分かるので、すみません、写真のほうをもう一度

お願いいたします。改修前のほう、お願いいたします。これ実は、よく見ていただくと、上のほうに取付け金具が残っているのが分かるのではないかなと思います。実際この改修のときには、ついていたものがこういった形で落下していたり、紛失していたりというのも調査で分かってきました。こういうのを復旧して、対策のほうに充てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 ちょっとワンクッション置いて、これから本題に入りたいと思うんですが。

また、ぶり返させていただきますけれども、どうしても、先ほどから上がっています業務委託料1,000万、どうも私も腑に落ちないといいますか、ちょっとお時間いただいていいでしょうか。また私が、どうも話すと長くなるというか、あれなんですけれども、腑に落ちないというか、先ほどから、るるいろいろ北島議員やら古賀議員やら話されていること、これはもつともだと思います。これは恐らく、この1,000万の補助事業、丸々1,000万、要は町として負担せんでいいと。恐らく、大変な作業じゃなかったかなというふうには拝察いたします。1,000万取るために環境課としていろいろ提案して、こういう事業をするのに1,000万くださいという話でしょうから、ものすごく大変だったと思います。1,000万ですからね。10万、100万じゃない話で桁が違うんですよ。

私たち、民間事業であっても同じような補助金であったりを、例えば、商工会やら、国からの補助金を頂く際にいろいろあるじゃないですか。補助金のメ

ニューがあると思うんです。こういう補助金があるために、こういう民間として事業を取り組んで補助金を頂きたいということで、はねられる場合もあるわけですよ、こんな内容じゃできんと。でも、物の見事にやっぱり1,000万取られたわけであって、これは、やはり評価するべき事業だと思います。

ただ、だからといって町が負担せんけんから1,000万出してよかろうもんという話ではなくて、やはり、北島議員がおっしゃられました、1,000万投資したことによって何が得られるのかというのが大事だと思うんです。先ほどの説明の中では、将来に向けての話だと思います。見えない部分だと思います。

例えば、今はリサイクル率が六十何%ぐらいでしょう。例えばこれ1,000万投資することによって、実は、リサイクル率がもう80、90いけるんですよとか、分かりやすく言えば数字的なものです。意識向上が全然変わってくるんですよというのが、なかなか伝わってこないんです。

これ、本当ありがたいことに、この議会というのは、私は課長とお話、これは委員会で話すこともできるんですけども、こういった議会の場でありがたいのは、町長とがちんこで勝負ができると。ぜひ、町長とこういう環境の話でやり合うことができるというのは、この場で本当にありがたい話だなと思っています。何遍も申し上げますけれども、1,000万って100万、10万じゃないんですよ。それで、私が一番懸念しているのは、ハードじゃないじゃないですか。建物じゃないんですよ。建物じゃないソフト事業に関して1,000万というのは、よほどのことをやるんだろうなと思うじゃないですか。仮に、一町民が1,000万を投資して、いや、何ばすつとかねと。いや、こういった資料ができました、で1,000万みたいなじゃないと思うんです。一番危惧しているのは、多分この1,000万事業を、1,000万、1,0

00万で申し訳ないんですけれども、俗に言うコンサルタント、恐らく、全く使わないわけじゃないと思うんです。そういうところをお願いをして、先ほどエネルギーの使用料がこうだといろいろ調査されることだと思うんです。

普通に考えて、一生懸命自分たちで考えて1,000万投じんでも、自分たちでできるのやろうかと思ったりするわけなんです。いや、それは、難しいことかと思えますよ。ただ1,000万取って、コンサルタントに丸投げ、お願いします、資料できましたで、自己満足で終わらんのかなど。できましたと、それでどうするのという話だと思うんです。多分、恐らく、いろいろ今までの経験の中でコンサルタントをお願いして、何かいろいろあるじゃないですか、町民方集まっていたいて、講師を呼んでお話ししましたと。あれやって結果はどうだったのかなというのを思い返すこと、結構多いんです。講師を呼んでウン十万、ウン百万とかかかかったりすると思うんです。資料こんなにできました。残っていますよね、いろいろ。結果は結びついているのかなというのが、正直なところあるんです。だから、この1,000万というのは大事な1,000万であって、間接的には我々も払っている税金なわけであって、町が負担していないからゼロというわけじゃなくて、やはりこの1,000万取ったからには、こんなふうにして大変だったというのを伝わらんわけなんです。もの二、三分の答弁では。だって、これ、我々が説明せないかんのですよ、町民に。あんた、1,000万取ってどげんしたとね。いや、実は、二、三分の答弁で終わったんですとは言われんすもんね。これは、やはり町として本当にやっていかないかん事業であって、大切だということを、コンサルタントに丸投げするんじゃないくて、我々が本当はせないかんべきなんですけれども、実は、こうこうで大変な事業をお任せして、我々町として協力してこんなのでやっていくんですよというのが伝わらないんですよね、今の答弁では。

ぜひ、これ課長じゃなくて町長から、自らもうちょっといただきたいなというところですね。

議長　　じゃ、ちょっと関連ということで。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　　関連なので、もう一回質問します。

私、この宣言のときに話したと思うんですが、ゼロにするためには数値化する必要があるんじゃないかと。それをやらんと具体的には分からないよという話をしたと思います。ほかの近隣の市町村もちろんありましようけれども、まずは大木町の今どれだけのCO₂を排出しているんだと。それを知らなければ、それをどれだけ削減していくんだということを言ったはずです。いわゆる、それを調査するといえるかな。

今、イチゴとかいろいろ植えてありますけれども、それが、今度は逆に減ですよ。要するに、三角にする分もありますよね。そこいらの調査もする必要があるというふうに申し上げました。

実態という中には、そういうことが入っているのかどうか。そういうのを含めて実態調査するというふうに言われているのか、ちょっとお聞きしたいので、今ちょっと関連しますので、そんな話をお願いします。

議長　　それでは、まず熱意ある答弁を許します。境町長。

境町長　　益田議員もしくは古賀議員のほうからも、具体的なところでのご質問をいただきました。

恐らく、町の覚悟を問われているんだろうというふうに思っています。調査

事業というのは、本当に今までいろいろやってきて、益田議員が言われるように、例えば1,000万、2,000万かけた調査事業が、それだけしっかり活用されているのかというところのご指摘だろうと思いますし、単に丸投げではなくて、調査事業をやるに当たって、やっぱり職員もしっかり関わって、自らも一緒にやるんだというところも覚悟が必要じゃないかという、そういうご指摘じゃないかなというふうに思っています。

気候非常事態宣言、昨年12月に議会にもお願いして、るるご意見をいただきました。いろいろ課題がたくさんあるということは、十分認識をしております。

ただ、この気候非常事態というのは、本当に私は大変な問題だという認識を持っています。大木町1つが、何かやれば済む問題じゃないかもしれないけれども、ただ、やっぱり大木町は町としてしっかり取り組みたいと、取り組まなければいけないということの決意だけはしっかり持っているつもりであります。

ただ、具体的に、じゃ、どうしていくのかというのは、なかなか難しい。特に、エネルギー問題というのがなかなか難しい。今、日本でも百十幾つかの自治体、住んでいる人口でいうと半数ぐらいの自治体が、2050年に向けてカーボンゼロを目指すということを表明していますけれども、じゃ、具体的なロードマップを持っているところがどれだけあるかといったら、ほとんどまだない。なかなか見通しが立たないというのが実情です。でも、その中でもやっぱり大木町として何ができるかということは、しっかり見通しを立てていかなければ宣言をした意味がありませんので、その一つのきっかけとして、今回、環境省のほうから補助事業をいただいたと。1,000万を単費でお願いするというのもなかなか難しいので、環境課のほうで、しっかりこの補助事業を獲得するために努力をしていただいたというふうに思っています。それを、次にし

っかり成果として結びつけるということは、本当に大変重要なことなので、それについては、この調査をすることで、本当に大木町がそういう対策に一步踏み出したというところが、目に見えるような形で実現できるように、しっかり調査をやらせていただきたいというふうに思っています。

古賀議員のご指摘で、宣言のときにも具体的に現状からスタートしないといけないんじゃないかというようなご指摘もいただいておったところで、それは、全ての分野において、まず、どういう状況かという把握をしていなければいけないと。

よく気候非常事態宣言に際して懸念されているのが、例えば、イチゴにしても、やっぱりボイラーで加温をする必要があります。それは、当然化石燃料をたくわけで。それが、すぐできなくなるというような懸念をお持ちの方もいらっしゃるかと思えますけれども、決してそういうことではないと。今すぐ化石燃料使用をやめろと言っても無理なわけですから。ただ、じゃ、ずっと今のまま使い続けていいのかというと、それは、そのまま次の世代に、非常に重いツケを残すようなことにつながりかねないわけですから、何かスタートしないといけない。それを、やっぱりこれからは一生懸命知恵を出して、じゃ、イチゴを本当にこれから先も大木町の特産物として作りながら、しかも、環境負荷の少ないような作り方はどういう方法があるのか。そこら辺もしっかり検討していかなければならないと。

ただ、本当にすぐ結論が出るようだったら今までやられていると思うんです。やっぱり、それはなかなか難しい課題であって、一つ一つ可能性のあるところからひもといっていく必要があるんだろう。その一つのきっかけとして、今回の調査事業を手を挙げさせていただいて、その部分が環境省のほうからご理解をいただけたものだというふうには考えております。国のほうも、お金を出すか

らにはしっかりとした結果、その後の取組みも期待されてのことだろうと思いますので、そういう国のご期待に沿えるようにしっかりやって、もったいない宣言に次ぐ、気候非常事態宣言であります。大木町として、環境先進地として、さらに取組みを進めていけるように頑張っていかなければいけないという、その一つのワンステップだということで、ぜひ、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 ありがとうございます。

私は、決してこれ否定しているわけじゃなくて、素晴らしい功績だと思うんですよ、1,000万取られたのであれば。もう大変だったと思います。恐らく、課長も寝ずに頑張られたんでしょう。この企画書やら何やらというのは、物すごい大変なこと、分かりませんが、私だったら大変だったろうなと思います。

また、繰り返し申し上げますけれども、できました、1,000万の資料です。終わるのは、ものすごくもったいない宣言ですよ、本当に。こんな何でもいい話なんです。結果、やっぱり人間がどう動くかの話であって、これを基に動くかの話なんですよね。この1,000万が何事もなかったというのではなくて、こないだ、1,000万通したおかげでこんなふうになったんだよというのを何年後かに笑ってお話ができるようになれば一番ベストだなと。皆さんやっぱり心配していると思うんですよ、議員の中で。1,000万ですよ。300万の方、3人雇えるんですよ。わざわざ補助金を使わなくても自ら町の

中で考えてできんかなと思ったりするんですけども、あえて1,000万使うということは、何度も言いますけれども、それなりの結果をやはり我々は望むからこそ、この予算を通すわけであって、ぜひ、結果として、数字として残していただければと。これ、答弁要りませんので、期待を持ってのあれだと思えますので、日々取り組んでください。よろしくお願いします。

議長　ほかに質疑ありませんか。

じゃ、ちょっと先に、馬場高志議員。

馬場高志議員　それでは、2つ質問させていただきます。

1つ目は、議案書のほうの20ページに出てきた新型コロナウイルス感染症対策ということで、情報発信委託料、システム使用料、ちらっと先ほどの話の中でもLINEを使って情報発信をされるというふうの説明されてありましたが、調べたところによると、LINE@という無料で使える業者向けのアカウントがLINEにもあると。いわゆる、無制限の友達、多数の方に情報を送れるアカウントです。普通の業者さんだとちょっと月間で料金かかるんですが、地方自治体等では使えるパブリックアカウントというのがあって、これは特例で無料で使えるそうです。

お伺いしたいのが、外部システムをつくって情報発信を効率よくされるということなんですが、その理由がちょっと不明瞭なのと、詳細をお伺いしたいと思います。それが1点です。

2点目なんですが、ちょっと今日の説明の中では出てこなかったんですが、同じく7ページの図書館システム機器等リース及びシステム保守利用業務というところでは、ここに2,200万ほど金額が、先のことであるとは思うんで

すけれども、上がっております。この件に関して2つ目、質問させてください。

全協のほうで、システム入れ替えると同時に、読書通帳という新しいことに取り組みたいという話を少しされてあったんですが、読書通帳にも、いろいろタイプがあるようで、現行のように、冊子にシールを貼って記録していくような簡易的なものから、専用の印刷の機械を使って、いわゆる銀行のATMさんみたいに、通帳を入れたら履歴が出てくるみたいな、そういうのもあるそうです。どちらのタイプを考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

以上です。

議長　それでは、まず、1点目のLINEシステムについての答弁を野田企画課長のほうからお願いをいたします。

企画課長　ご質問にお答えいたします。

今回、予算をお願いしている分については、LINEの公式アカウントを活用したプッシュ型配信の取組みということでございます。

基本的には、LINEの公式アカウントというのは無料、いわゆる、そういったプラットフォームを使って、今、想定しているのは、KANAME TOというアプリを予定しております。もう既に、自治体も幾つか取り組んでおりまして、熊本市、福岡市、そういったところも実際この取組みを行っております。

具体的にどういったことができるかということ、主には、行政相談、それをAIチャットボットという尋ねたいことをこちらであらかじめシステムを構築しておけば、それに対して答えができるというような形で、なるべく我々の事務の効率化を図っていきたいというふうに思っております。

例えば、ごみ分別とか出し方とか、そういったものも、あらかじめプログラ

ムしておけば、今度の生ごみはいつ出せるんですかとかということに対して自動的に答えたりとか、分別がすごく分かりづらいものについて、こういったものは、どちらに分別すればいいんですかと尋ねれば、それを自動的に答えるシステム。もちろん、自動的に答えられない分については、有人のほうにチャットとして対応することにもなります。

今回、台風も近づいてきておりますけれども、防災関係でも発揮できるというふうなことで、例えば、避難所はどこに行けばいいかということに対しても自動的に案内できますし、あと、もし大規模になれば、災害ボランティアの申込みについても、こういった形でこの機能を使ってやるとか、そういったことができます。

それから、セグメント配信ということで、SNSですので属性を把握できますので、例えば、子育て中の方々には子育て関連の情報を流すということとか、高齢者には高齢者に対象を絞った形での発信ができる。また、地区別にも対応できるということで、そういった使い方が、今回これを導入することで可能になるというふうに考えております。

以上です。

議長　それでは、次に、債務負担行為についての説明を中村生涯学習課長にお願いをいたします。中村課長。

生涯学習課長　馬場議員のご質問に対しお答えさせていただきます。

今回、債務負担補正行為といたしまして、図書館システム機器リース料というところでお願いを申し上げます。

ご質問の読書通帳の件についてでございますが、現在、ご指摘のとおり、手

作りによる冊子にシールを貼って、それを通帳とするということで、現行そういった扱いをいたしておりますが、このリプレースを機に、預金通帳とは違いまして手軽に子供さん自身で管理ができ、また、読んだ本が増えていくことで読書への興味につながると。あるいは、ご年配の方々におかれましては、過去に読んだ本が一目で分かるという声も多いことから、今回、現在のところでは預金通帳型のコンパクトなやつで検討しているところでございます。具体的につきましては、これからの課内協議の上、これから本格的に検討するというところで考えております。

以上です。

議長　よろしいですか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　1つ目の質問の追加で質問ですが、AIチャットボット内蔵のシステムを組むということで、それであれば、これだけ金額かかるのかなというの納得はいたしました。

ただ、チャットボットのシステム自体、私も組んだことありますが、質問をキーワードでずっと当てはめていく、あらかじめ聞かれてあるだろう質問を設定して答えていくタイプと、日々いろんな質問があったのをコンピューターが自動的に記録して行って、それに対して質問ができるようになっていく増殖タイプのシステムといろいろあると思うんですが、懸念しているのが、ちょっと古いタイプのAIチャットボットだったとすると、常に質問をずっと足していけないといけない、後々。と、後々、質問数が足りないから、そのためにシステムエンジニアさんに質問をどんどん足していってもらおうということになると、後々また経費が出るのじゃないかなと思うので、どちらかお伺いしたいです。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画課長 ご質問にお答えいたします。

正直、私もあまり詳しくないものですから。今、最新のチャットボットを導入することを前提にしておりますので、基本的には、そういった作り込みプラス新たな質問については、A Iという言葉がついておりますので、ちょっとその辺また調べてお答えするというところでよろしいでしょうか。

議長 それでいいか。

馬場高志議員 はい。

議長 じゃ、そういうことで。

企画課長 はい、すみません。

議長 何か追加あると。じゃ、1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 ありがとうございます。

では、2つ目の質問のほうの追加質問です。

昨日の決算書を見ていると、令和元年度の図書システムリース代が年間で320万ほど、たしか載っていたかと思います。単純に計算すると、令和3年度からのやつは2,200万程度ということなので、6年で割ると370万円、

年間で費用がかかるのかなと私は理解したわけなんですけど、そうすると、年間で、大体、以前よりも50万円アップなのかなと、昨日ちょっと決算書を見ていて思ったんですが、こういうふうに50万ぐらい以前よりも上がるというざっくりな計算でいいということでしょうか。

議長 答弁を許します。中村生涯学習課長。

生涯学習課長 馬場議員の再質問にお答えいたします。

金額の件につきましては、全員協議会の折にも申し上げさせていただきましたけれども、前回5年前に、同じくリプレースということで、長期継続契約のほうで入札により導入をしております。そのときから比べますと、今回の金額は低いということでご説明申し上げておまして、前回よりも予定価格としては減額するというので、今回見積もっております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。じゃ、1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 最後、図書システムのことでもう一回だけ。

もちろん、これからいろいろ話される、協議されることだと思うんですが、印刷の機械、結構大きい機械だと思うんですけども、それを導入するかどうかはまだ決めていच्छらないということですか。

生涯学習課長 印刷の機械というと、通帳の話ば言いよつとですか。

馬場高志議員 通帳を印刷する、印字装置のついた機械ですね、それは、一応見積りの中に入っているということでしょうか。

議長 答弁を許します。中村生涯学習課長。

生涯学習課長 ご質問にお答えいたします。

印字分につきましても、込みということでお見積りのほうをいただいております。

以上です。

議長 よろしいですね。

ちょっと質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開を13時からとさせていただきます。

休憩 12時03分

再開 13時00分

議長 それでは、再開をいたします。

議案第67号の質疑の途中でございましたので、質疑を許します。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 20ページですけれども、自主防災組織育成事業の中の防災

士資格取得助成金についてお伺いしたいと思います。

補正予算で上げてこられたということは今回初めてということになるんですか。どのような対象者とか何名とか、分かる範囲で大丈夫なんですけれども、今現在、町で防災資格を持ってある方とか、そういう状況が分かれば教えていただきたいと思います。

議長　それでは、答弁を許します。池末総務課長。

総務課長　防災士資格の取得者については、現在どれだけおられるかということですが、その数については現在把握ができておりません。個人で資格を取得されている方もおられるかと思うので。今回、自主防災組織の今後の育成、活性化を踏まえ、地域に防災士の資格を持った方がリーダーとして活動していただくことが非常に重要かと考えましたので、その防災士資格取得のための助成を行なおうということで、補正で計上させていただいたところでは。

この防災士資格のためには、講習を2日間受けていただいて、最後に試験がございますので、試験に合格された方が防災士資格取得者になりますけれども、そういった場所が県内4ブロック分かれまして、筑後地区は久留米のほうで行われます、大体今年が12月に行われるということでしたので、今回広く募集をかけて、なかなか、2日間講習を受けて試験を受けていただくことになりませんので、対象者の方については広く募集を行いますけれども、今現在、予定しているのは、消防団を退職されたOBの方々に呼びかけを行っておりまして、今現在9名ほど受験を予定をさせていただいているところです。

予算については、10名分という形で計上をさせていただいているところで

ございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 また1歩進んで2歩下がるような質問をしてしまうんですけども、先ほどから、午前中ちょっと問題、問題というかいろんな意見が出ておりました調査委託業務のところなんですけど、32ページの、いわゆる1,000万の話なんですけども、町長にお尋ねしたいんですけど、ゼロエネルギーを目指すということなんですけど、一般的にゼロエネルギーとなってくると、足し算引き算でゼロを目指すのか、マイナス、要するに減らす、減らす、減らすというのを目指すのか、そこで大きく方向性が変わると思うんです。

町長が考えていらっしゃるゼロエネルギーというのは、プラスマイナスゼロなのか、それともマイナスマイナスで減らしていこうと、ただ、少しだけ建築のほうに携わっていますのでいろんなことを考えてみますと、パリ協定の中で前、民主党政権のときに25%削減すると、温室効果ガスを、でも建築の世界は目いっぱいなんです、今。これ以上何を減らすのかというとなかなか思いつくこともないし、非常に建設業界圧迫されているような状況です。

この調査委託業務は何をされるのかちょっとよく分かりませんが、スタート地点がどこなのか、そこをちょっと町長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 小島議員はいろいろ専門的な知見をお持ちですので、これからいろいろアドバイスをいただければというふうに思っておりますけれども、ゼロエネルギーということではなくて、やはりCO₂の排出を基本的にプラスマイナスゼロに近づけるというのが目標になってくると思います。

そのためには、今さっき建築業界のお話ありましたけれども、省エネによって消費エネルギー量を減らしていくというのも一つありますし、それは言われるように限界に来ているのではないかと。ただ、まだまだ余地はあると思うんです、町全体を見渡すと。ですから、そういうところについての、もちろん推進策も必要だと思いますし、あとエネルギーをつくる、再生可能エネルギーでもっていかに代替できるのか、そこら辺が一つ大きな課題になってくるのではなかろうかというふうに考えています。

再生可能エネルギーで風力ができるような状況のところは、風力はかなり発電能力が大きいので、町で使用するぐらいの電力はすぐ賄えるというふうな状況になると思うんですけれども、本町の場合恐らく太陽光が中心になってくると思いますので、太陽光をメインにして、もちろん家庭とか公共施設とかもありますけれども、例えばソーラーシェアリングとあって、例えば遊休農地辺りを活用してできないかとか、あと、掘り割りにそういうエネルギーの生産拠点を置けないかとかということも当然検討していかなければならないと思いますし、あと、エネルギーの使い方、マイクログリッドとかいろいろ言われますけれども、要するに地域電力公社を立ち上げて、地域の中でエネルギーを回していく、お金も回していくという構想をつくられているところも多いですけれども、そういう使い方の研究もしないといけないと思います。

あと、CO₂を削減させるためには森を健全に育てていく必要があるんで、

そのためには間伐する必要がある。その間伐材をしっかりと使うということも重要で、例えば掘り割りの護岸を木柵護岸を中心にすれば、それは一つの炭素貯留基地になりますので、そういうこともできないかとか、あと麦わらとかああいうのも普通燃やしていますけれども、ああいうのを何とかエネルギーとして使えないかとか、いろいろ切り口で考えて、可能かどうかというのを検証していくということになってくるんだらうと思います。

その際に、すぐできること、すぐにはできないことございますので、そこら辺の交通整理等もこの計画の中にしっかり位置づけていく必要があるのかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 ちょっと分かりづらいところもあるんですけども、町長が示されるロードマップというのを今日もラジオでうちの職員の方が言っているんじゃないかと思えます。

いわゆる工程表を、どのように最初に何を目的とし、着地点がどこなのか、それに向かったの工程表を作っていかなんといかんと思うんです。だけど、今の町長のお話からすると、なかなかつかみどころがなく、非常に職員の方も困られるんじゃないかと思うんです。

一番我々も懸念するのが、CO₂を出さないとなってくると、先ほども古賀知文議員が言われたかと思うんですけども、イチゴ農家の方とか、重油をたいて二酸化炭素を排出する、そこをじゃあ縮小するという話にすぐ素人は思ってしまうんです。だけど、そうじゃないと。ここで化石燃料をたいてもいいけ

れども、じゃあその分酸素をどこか生み出すようにしようとか、そういう話だろうと思うんです。そこをもうちょっとしっかりとっていただかないと、何か規制に走られるような感じがしてならないんです。

だから、この1,000万使って何するんですか、どんな調査するんですか、その総体的なことは分かるんですけれども、もうちょっと核心に触れるところがないと非常に不安なところがありますんで、そこはもう少し丁寧に町民の方に向けて説明していただきたいなど、これは思っております。

続いて、 してもよろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

小島裕司議員 もう一つ、治水対策の件なんですけれども、山ノ井川、花宗川に招扉を設置するというのがあったかと思うんですが、これ、今現在お示しなされていてらっしゃるこの大木町の地図の中で、新設のところが今回赤印2か所と、それから大荒のほうで3か所あるかと思うんです。僕もよく、現場に行って潜って確認したわけではないんですけれども、山ノ井川にもう一か所あるとは思っている、この間、課長にもちょっとお話ししたかと思うんですけれども、ここが計画にも上がっていないので、これ山ノ井川かさ上げ工事でもう1年たちましたからあと4年ですか、かさ上げ工事で水あふれないようにするという話なんですけれども、こういったトンネルがあると、せっかくかさ上げ工事をしてまたそこに水があふれてしまうような形になっちゃいますので、これはどういうふうに考えられているのか、例えば県の河川工事の事業と併せてとなってくると、県がそれは単費で用意してくださいという話になるでしょうから、単費でもしやるのかやらないのか、これだけ毎年雨が降るのであれば、

かさ上げ工事待たずに、事前に確認できたところは先にやっちゃうのか、その辺をどうお考えなのかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問いただいた箇所につきましては、以前、アオ取水ということで、海水が山ノ井川、干潮、満潮で入ってきますけれども、そちらの取水、川の水というのは海の水よりも比重が軽いため上の方に淡水がありますので、それを取って、取ったものを農地に運んでいたという昔の手法でして、アオ取水が取られていた施設となっております。

こちらにつきましては、周辺も土地改良事業が行われておりますので、確認してみますと、以前何度か地元の協議を行ったということですが、なかなか廃止するのに地元の同意が得られなかったというところをちょっとお聞きしております。

ただ、それからまた随分時間もたっておりますので、改めて地域との話し合いをきちんといたしまして、不要であるということであれば撤去も含めて検討していくべきものだと考えております。

現在につきましては、こちらのほう取水はしておりませんが、水門といますかゲートございまして、そこが閉まったままになっておりますので、そこから山ノ井川の水が入ってくるということはないと認識しております。

ただ、施設としてはかなり古くなってしまっていて、危険な箇所もたくさんありますので、そちらについては早速こちらの職員のほうで地元のほう入って、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 よろしいですね。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 最後にもう一点だけお尋ねしたいと思います。

建設水道課長に、国営水路のフェンス工事の設置工事の部分なんですけれども、提案なんですけど、この間、小学生が事故に遭われたところは水深2メートル50ぐらいだったですか、やはり国営水路、結構深いところもあるかと思うんですけれども、水深2メートル以上になってくると、じゃあフェンスの支柱の柱を赤にするとか、1.5メートルやったら黄色にするとか、何かそういう色分けで、ぱっと見て誰でもここは深いんだなというような注意喚起ができるようなフェンスをつけられないのかなと思っております。

そうすると、視覚的に見て、ここは深いけん遊んじゃでけんばいとかいうことも言えると思いますので、いちいちここ2メートル50もあつとぜという隣近所のおじさんたち、おばちゃんたちはいらっしゃらないと思いますので、誰でも分かるように何か注意喚起をするところで、色分けできたら非常にいいんじゃないかなという気がしてならないんですけれども、その辺少し考慮していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 答弁要りますか。

小島裕司議員 検討してください。

議長 あるそうですので、答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　　ご質問にお答えいたします。

転落防止柵につきましては設置をしていくところでございますけれども、それに併せまして、看板のほう作成させていただいております。そちらのほうに、水深ここは何メートルですよということで、国営水路につきましては、基本的に多少季節によって水深変わりますけれども、3メートル以上ありますという表記にして、ただいま設置をしているところです。

色を変えるというのは本当に、すみません、私自身考えられなかったので、非常にいい考えだなというところ思っておりますけれども、その色が3メートルなのか2メートルなのかという表示もまた別途必要になってくると思いますので、今後こういった形でやっていったほうがいいのかというのは研究を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

議長　　ほかに質疑ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　　34ページの商工振興事業の中での委託料で観光振興魅力向上事業委託、この内容をもう少し詳しく、そしてどこに委託されるのかお願いします。

議長　　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　　12番、中島議員の質問にお答えをいたします。

まず、この観光振興魅力向上事業につきましては、今年の4月から施行されました福岡県の宿泊税条例に基づく交付金でございます、内容につきまして

は、市町村への財政的支援ということでございまして、市町村が創意工夫を凝らした観光施策を実施するために、交付金ということが充てられるということになっております。

この見込額といたしまして、今、通知が担当課長名で来ておりますけれども、まだ交付決定まで至っておりませんので、歳入のほうにはまだ上げていないわけですが、今回の事業といたしましては、委託という形で、観光交流ということでございますので、道の駅またWAKKAについての観光資源という形での捉え方を考えております。したがって、委託先といたしましては株式会社クリエイティブおおきのほうを今のところ検討をしております。

ただ、内容といたしまして、今、コロナ禍の中でございまして、新たな観光イベント、人の集客もどのような形で行うほうがいいのかというのなかなか具体的にまだ見えてきていない部分もございまして、そういったことも考慮しながら、どのような施策というか、どういった内容にしていくかというのは今後の検討ということで、具体的に今持ち合せているものはございません。

以上でございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 まだ具体的なことまで分かっていないということでございますが、委託先としてはWAKKAということでございますが、WAKKAあたりであればいろんな事業をやっている中で、人的にもまた知識的にも乏しい中で、なかなか魅力ある観光の発信というのは難しいところがあると思いますが、その辺はきちんと指導していかないといけないと思いますので、よろしく願いしておきます。

これは意見です。

議長　ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第67号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

省略することについて採決を行います。この採決は挙手によって行います。本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手多数

議長　ありがとうございます。賛成多数です。したがって、議案第67号本案については委員会の付託を省略することと決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第4、議案第67号令和2年度大木町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第67号本案については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第5、議案第68号令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算について、日程第6、議案第69号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算については、それぞれ関連がございますので、一括議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号、議案第69号については一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　　議案第68号令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について及び議案第69号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれの総額に32万1,000円を追加し、それぞれの合計を1億3,719万円として計上するものでございます。

また、令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれの合計に88万円を追加し、それぞれの合計を1億9,138万7,000円として計上するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。田中健康課長。

健康課長 議案第68号令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

歳出は、会計年度任用職員の人件費に係るものです。10月より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むため、会計年度任用職員の予算、支出科目変更に伴い補正を行うものです。

内容につきましては、人件費ですので省略いたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。

続いて、歳入のご説明を申し上げます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税49万円の減額補正をお願いしております。歳出予算の補正に伴うものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金80万3,000円の補正をお願いしております。新型コロナウイルス感染症により収入が約30%減少した被保険者に対する国保税減免に伴う減免した保険税、その6割が災害等臨時特例補助金、国庫補助となり、国庫補助分の補正でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正額として8,000円の減額補正でございます。歳出で説明いたしました人件費に伴うものでございます。

続きまして、議案第69号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳出よりご説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料88万円の補正でございます。平成30年度税制改正による基礎控除や給与所得控除等の変更に伴い、後期高齢者医療保険料の算定におけるシステム改修委託料でございます。

続いて、歳入のご説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節システム改修費繰入金88万円の補正でございます。システム改修に伴う補助金を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第68号、議案第69号について質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第68号、議案第69号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

省略することについて採決を行います。この採決は挙手によって行います。本2議案について、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 ありがとうございます。挙手多数です。議案第68号、議案第69号本2議案については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。この採決は起立によって行います。日程第5、

議案第68号令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第68号本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第69号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第69号本案については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第70号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第70号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、水道事業費を1万9,000円増額し、収益的収支の計を2億3,817万5,000円とするものでございます。また、資本的支出を7万8,000円減額し、資本的支出の計を3億5,801万6,

000円として計上するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 議案第70号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

本案は、職員の給与改定に伴う法定福利費の増額、被扶養者の異動に伴う職員手当の減額をするものです。

補正予算（第2号）1ページをお開きください。

第2条令和2年度大木町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額につきまして補正するものです。

第1款水道事業費につきましては1万9,000円を増額し、2億3,817万5,000円に改めようとするものです。その内訳といたしまして、第1項営業費用、同額でございます。

2ページをお開きください。

第3条令和2年度大木町水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額につきまして補正するものです。

第1項資本的支出につきましては7万8,000円を減額し、3億5,801万6,000円に改めようとするものです。その内訳といたしまして、第3項配水管路耐震化事業費同額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する8,565万9,000円は、

減災積立金1,445万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金7万8,000円減の5,120万9,000円で補填しようとするものです。

詳細は3ページ以降、補正予算実施計画書及び給与費明細書に示しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第70号令和2年度大木町水道事業会計予算補正予算（第2号）について説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第70号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

省略することについて採決を行います。この採決は挙手によって行います。本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

挙手多数

議長 挙手多数です。議案第70号本案については委員会の付託を省略することと決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第7、議案第70号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第70号本案については原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第71号町道の路線の認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第71号町道の路線の認定についての提案理由を申し上げます。

当該1路線は、開発行為により新設された道路について寄附を受納したことから、新たに路線の認定を行う必要があるため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 議案第71号町道の路線の認定について説明いたします。

認定路線一覧表をお願いします。

認定の議決を求める路線は1路線となっています。

次に、参考資料でございますけれども、8ページの路線認定位置図をお開きください。

当該認定1路線は、位置図のとおりでございます。

開発行為に伴い新設された道路で、詳細は9ページのとおりです。

寄附を受納したことから、道路法の規定により路線の認定について議決を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第71号について質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第71号については、議案の審査を総務建設産業常

任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第71号町道の路線の認定については総務建設産業常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9、報告第3号令和元年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

所管課長の説明を求めます。川村会計課長。

会計課長　それでは、報告第3号令和元年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを説明いたします。

表が載っている次のページをお開きください。

健全化判断比率とは、表中にあります実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標のことを指します。それぞれに早期健全化基準、財政再生基準が設けられており、基準を超えた場合にそれぞれ財政健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、財政の健全化や再生に取り組むこととなります。

普通会計、この場合は一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を指します。これはもとより、企業会計、本町では水道事業です、それから一部事務組合や広域連合、これは広域消防であったり介護保険、後期高齢者医療広域連合を指します、あるいは第三セクター地方公社、ここは本町が出捐している公益法人サステイナブルおおきなどを指します、こちらまで負債を明らかにし、地方公共団体の財政の全体像を浮き彫りにするものとなっております。

まず、実質赤字比率ですが、これは一般会計の収支、つまり赤字の度合いを示すものであり、先ほどの決算認定議案の説明で申し上げましたとおり、黒字収支になりますので、表示はされません。

次の、連結実質赤字比率についても、先ほど申し上げました各会計の実質収支額及び資金譲与額の合計が当然黒字になりますので、表示されません。

次に、実質公債費比率です。これは、借金の償還のための費用である公債費や、債務負担行為に基づき支出を将来約束させられているものなど公債費に準じる費用、これらがどれくらいの割合になるのかというのを示すものとなっています。

本町では、今回の数値としては7.8%となっており、いわゆる黄色信号となる早期健全化基準の25%をかなり下回ってはいますが、今後も起債抑制策を講じながら起債残高が膨れ上がらないよう十分留意していきたいと思っています。

将来負担比率は、今申し上げた公債費関連の負担に加えまして、職員の退職手当などより広い意味で将来見込まれる負担総額についての割合を示すものです。本町では、将来にわたる負担に充当できる財源が、将来見込まれる負担の総額を現時点では上回っていますので、表示されないということになります。

最後に、水道事業会計の資金不足比率ですが、令和元年度は黒字であり表示されません。

以上で、報告第3号令和元年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

報告事項ではありますが、何か質疑はありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第9、報告第3号令和元年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、以上をもって終了いたします。

日程第10、報告第4号株式会社大木町健康づくり公社経営状況報告についてを議題といたします。

所管課長の説明を求めます。田中健康課長。

健康課長 報告第4号株式会社大木町健康づくり公社経営状況報告について報告いたします。

1ページをお願いいたします。

業務の経過及び成果から報告いたします。

多世代交流棟、まずその中ほどにある延べ利用者数をご覧ください。平成29年にアクアスポーツクラブ会員制度見直し、町外会員の値上げを行った結果町外会員が減り、それに伴い多世代交流棟入館者も大きく減少しました。その後、アクアスポーツクラブと連携し、町民の健康づくりに努め、令和元年度は利用者増に転ずる見込みでしたが、新型コロナウイルス感染症による利用者の自粛や施設の休館等により、特に3月の利用者が激減しました。令和元年度の入館者は、前年に比べ5,063名減少し、16万8,369名となりました。町内利用者は全体の43.6%を占めています。

平成29年度からアクア温泉デイサービスとしてスタートしたアクア大喜楽サロンは、年間1,942名の方に利用いただき、前年度より238名増

となりました。

また、多子世帯応援事業も多くの利用がありました。

続きまして、2ページ、健康づくり事業についてです。

健康づくり事業につきましては、NPO法人アクアスポーツクラブに委託し、各種事業を行いました。

事業内容は、経営状況報告書3ページに記載しております。

令和元年度の利用者は大きく増加し、先ほど2ページの中ほど、利用者延べ人数を見ていただくと分かりますが、3月を除くと、平成28年度にすぐ入館者となっており、特に町民利用者増となっております。

健康とスポーツ機器更新を計画的に行い、運動環境改善を行いました。個別支援にも力を注ぎ、運動効果を見える化し、運動習慣の定着化を図り、利用者の満足度を高めています。

指導内容としては、ニコニコペースの運動を推進し、全身持久力の向上や生活習慣病の予防を図っています。さるこいフェスタでの準備運動指導やご当地体操、大木かたらんね体操作成など、積極的に住民への運動の周知啓発を行いました。

令和2年4月からNPO法人アクアスポーツクラブと健康づくり公社を事業統合し、町民の健康づくりの拠点施設として、公社全体で取り組んでいるところです。

令和元年度決算では経費節減に努めましたが、経常利益は450万1,526円の減益となっております。減益となった要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症等により入館者が昨年に比べ約5,000人減による収入減少、また、それに伴う3月営業自粛による病院部門の収入減、また、感染症対策としてのアルコール等消耗品の購入増などが挙げられます。新型コロナウイ

ルス感染症による入館者の減や、消費税増税による支出増により、経営は大変厳しい状況です。

4月から、先ほども申しました健康づくり公社とアクアスポーツクラブ事業統合により、町民の健康づくりには一層努めております。閉館中も町民へのマスク販売等を町から受託し、自粛期間における町民の健康づくりのために、ご当地体操、かたらんね体操のDVD作成を行い、自宅でできる運動と併せ、ホームページにアップしました。

3ページの中ほどの設備投資の状況です。当期につきましては、施設改良等の設備投資はございません。

(3)の資金調達の状況につきましては、当期の資金調達はございません。

(4)の成績及び財産の状況についてです。当期令和2年3月についてでございます。売上高は1億2,075万2,532円、経常損失431万9,026円、当期純利益450万1,526円、1株当たりの当期純損失7,503円、資産は6,042万2,029円となっております。

続きまして、決算報告書でございます。

5ページには貸借対照表、6ページに損益計算書、7ページに販売費及び一般管理費、8ページに監査報告書を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

引き続き、当期の利益については非常に厳しい状況となっておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染防止により入館者増も厳しい状況ですが、事業所会員月額制度のスタートやフロント販売増による収入を増やすことと同時に、経費の節減にも努めていくということにしておりますので、何とぞご理解、ご支援のほどお願いしたいということで、報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長 所管課長の説明を終わります。

こちらも報告事項ですが、何か質疑はありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第10、報告第4号株式会社大木町健康づくり公社経営状況報告については、以上をもって終了いたします。

続いて、日程第11、報告第5号一般社団法人サステイナブルおおき経営状況報告についてを議題といたします。

所管課長の説明を求めます。野田環境課長。

環境課長 報告第5号一般社団法人サステイナブルおおき経営状況報告についてご説明いたします。

報告書の1ページをお願いいたします。

業務の経過及び成果の報告です。

まず、おおき循環センターの指定管理業務についてご報告いたします。

おおき循環センターは、操業開始から13年が経過し、今後迎える経年劣化による事故等に備えるため、計画的なメンテナンスを行い、できるだけ予防保全に力を入れて業務を行っております。令和元年度においても、プラント整備計画表を基に、汚泥濃縮器定期点検整備、脱臭用活性炭交換、発電機6,000時間点検など、設備機器のメンテナンスを計画的に実施し、職員による修繕

作業を基本とした自主保全活動を実施しております。

また、安全対策については、毎日のプラント運転作業及び生ごみ収集処理作業においても安全第一を念頭に、月一度の危機予知トレーニング、KYT活動や、毎日の安全チェック、外部者を招いての安全点検等を実施したことにより、令和元年度におきましても労災及び交通事故ゼロを達成しております。

メタン発酵施設の施設運営状況といたしましては、計画的な保全31件、突発事故保全として10件を対応しております。

次に、生ごみ収集状況については、家庭系605.1トン、事業系686.7トンそれぞれを収集しております。事業系生ごみの処理量として343万8,550円の収入をしております。

次に、メタン発酵消化液の活用に関する業務については、水稻、麦、菜の花等の農地延べ110.3ヘクタールに5,609.2トンを散布しております。散布料として105万2,300円を収入しております。

2ページをお願いいたします。

環境学習棟の管理運営に関する業務につきましては、年度末にかけての新型コロナウイルス感染拡大により、視察見学の受入れ件数は、前年度比29件減の133件、人数は同744人減の1,908人となっております。見学料収入は70万9,200円となっております。

そのほか、町内小中学校の見学や職場体験等を受け入れております。

次に、廃油液体石けんの製造販売に関しては、30万7,400円の売上げとなっております。

次に、BDF関連については、廃油受入れ量7,110リットル、BDF製造量は5,400リットル、施設内のフォークリフト等に使用しております。

次のページをお願いします。

続きまして、大木町環境プラザの指定管理業務です。

町の指定管理業務として4年目を迎えております。ごみ減量化の拠点施設として町民からの認知も高まり、とりわけ毎週日曜日の資源ごみ、粗大ごみの受入れが定着してきております。

リユース品販売実績は9,262点、127万2,025円となっております。

続きまして、2、設備投資の状況については、当期の設備投資はございません。

3、資金調達についても、当期の資金調達はございません。

次に、4、成績及び財産の状況ですが、売上高1億91万1,000円、経常利益239万9,000円、当期純利益232万8,000円、純資産3,352万5,000円となっております。

続きまして、決算報告の概要をご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表は、令和2年3月31日現在の資産等の状況です。

7、8ページの財産目録に詳細を記載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

資産の部、流動資産及び固定資産の合計で4,967万8,502円。負債の部、流動負債のみ合計で1,615万2,659円。純資産の部、一般正味財産及び利益剰余金の合計で3,352万5,843円となっており、したがって、負債及び純資産の部合計と資産の部合計が同額となります。

6ページをお願いします。

損益計算書は、1年間の収益と費用を表したものです。売上高558万3,350円は、生ごみの処理料金及び液肥散布量、視察料、廃油液体石けんの販

売代金などです。指定管理料9,320万4,000円は、バイオマスセンター及び環境プラザの指定管理料です。

次に、販売費及び一般管理費の主なものとして、給与手当、賞与、法定福利費、厚生費については、バイオマスセンター及び環境プラザ職員の人件費となります。

中ほどの修繕費1,145万7,869円は、プラントに関する計画的もしくは突発的な故障に対する修理費用などです。

消耗品費774万3,848円は、主にバイオマスセンターの薬剤費や生ごみ収集たるの購入費用です。

租税公課505万3,100円は、主に消費税分となります。

車両費464万4,558円は、合計16台分の車両整備、修理費及び燃料代となります。

循環事業委任費652万6,777円は、シルバー人材センターに対する生ごみ収集業務に係る委託料です。

業務契約委託料1,040万6,375円は、バイオマスセンターの発電機メンテナンス費、施設警備費、電気保安管理費などです。

営業外収益として、リユース販売手数料92万6,389円は、リサイクルプラザのリユース品販売収入です。その他雑収入などを加えて、合計358万5,275円となっております。

売上げ総利益から販売費及び一般管理費を差し引き営業外収益を加えた合計が当期の経常利益239万9,564円となっております。さらに、税を差し引いた額の当期純利益は232万8,564円となっております。

財産目録の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

こちらも報告事項ですが、何か質疑ございませんか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 この粗大ごみシールの販売数も増えたということで、特に今年はコロナの影響で結構家の掃除が多くて、粗大ごみも増えたという話を聞いています。環境プラザのほうもおかげですごい繁盛したのか、忙しいという話を聞きました。

ちょっと素朴な疑問なんですけれども、例えばたんす1つ持って行って、処分費用が200円とありますよね、仮に1枚シール200円だったら200円だと。本人さんは200円払えばいいんでしょうけれども、町がそのたんす1つ200円で済むのかどうかといつも疑問なんです。言いたいこと分かりますか。200円払って処分費が300円なら、じゃんじゃん持ってきてもらった町として負担が増える。言っている意味分かりますか。

持ってきては持ってきてもらうほど町としては負担が増えるのか、逆に、200円で払って処分費が100円で済むのであれば、じゃんじゃん持ってきてもらっていいという話なんで、そのようなところの金額の兼ね合いがどんなものなのかと、素朴な疑問なんですけれども、教えていただければと思ひまして。

議長 答弁を許します。野田環境課長でよろしいですか。野田環境課長。

環境課長 ご質問にお答えいたします。

実際に手数料200円がそのまま200円で済んでいるかどうかについて、はっきりとした検証を行っておりませんが、環境プラザのほうで職員が一定分

解作業を行います。分解作業を行った後に、最終的には廃木材という形で、1キロ辺り8円で処理していただいております。

一方、当然これも運搬もかかりますので、これも同額、1キロ8円で運送してもらっていますので、合計1キロ16円の処分費がかかっているということになりますので、たんす一つ処分した際に、環境プラザの職員はどれぐらいの時間をかけているのかというのは、すみません、私自身がしっかり把握しておりませんが、それなりに時間もかかるだろうと思います。さらにそれを処分するのに先ほどの費用がかかるということになりますので、恐らく手数料分よりも、感覚的にはコストがかかっているんじゃないかと思います。

ただし、私たちの町は基本的には燃やすごみのほうに持っていかずに、なるべく資源化するというので基本的に進めていますので、そういう意味では、たんす1つ持ってこられた分についてもリサイクル率としてはカウントしていくという形になるかと思っています。

以上です。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 ということは、素直に30%増加しましたというのはなかなか喜びにくいというか、ジレンマありますよね。数字上、例えば決算報告書自体、売上げが上がってあれなんですけれども、例えば実際あそこで人件費というのは物すごく大変だと思うんです、この酷暑の中でされていらっしゃる、汗だらだらになりながら、足らん人数の中で、たんすだけじゃなく、椅子であったりどうしても処分できないような、大変だと聞いたんです、ネジ1本1本外して行って、これで本当に200円で済むのかなというのが思ったりとか、

素直に喜べないところではあるんですけども、大きな目で見れば、先ほど課長がおっしゃったように、燃えないごみに分別するという意味が本来の目的なんでしょうけれども、そういった意味で、恐らくあそこで今再販されていらっしやるじゃないですか、リサイクル品を安く皆さんに提供している。あれ、物すごくいい活動だと思うんです。

一度向こうにも提案したんですけども、知らない方も多いと思うんです、あそこのああいう再販する施設、リサイクルショップというんですか。あそこも中の職員さんに聞いたんですけども、知っている人も毎日のように来られてあって、増えたら、いい顧客というんですか、新しいの入ったら教えてくれるというぐらいのレベルの方もおられれば、一方じゃ全く縁がなく普通のリサイクルショップに行かれたりとか、せつかく町のあの場所があるのに、もっと告知というか、あそこだけに限らず、違う場所で、例えば出張店舗みたいな感じで、この辺でぼんとやったりとか、例えば土日、駐車場使って、実はこれを向こうでやっているんですよと、こんなに安く提供しているんですよというのを1回やるとか、毎日やるわけじゃなくて期間限定でやったりとか。

やっていらっしやるじゃないですか、陶器市とか、ああいうの、わざわざあそこでやるんじゃなくて、もっと町民に広めるのであれば町役場であったり、アクアスまで出張したりとか。もったいないから、そこで売上げ上げてこういう処分費に回すと。さらに上手にお金が回るような感じがするんで、もうちょっとアピールしたほうがいいかなという、これ提案なんですけれども。五反田地区というのもあるんでしょうけれども、もっと広く、町全体に広めて、すみません、差別しているわけじゃないですよ。

ぜひ町民全体に周知できるように広めていただければと思いますので、提案です。

議長 アドバイスとして、よく参考をお願いいたします。

ほかに質疑ございますか。

質疑なし

議長 これをもって質疑を終結いたします。

日程第1 1、報告第5号一般社団法人サステイナブルおおき経営状況報告については以上をもって終了いたします。

日程第1 2、報告第6号株式会社クリエイティブおおき経営状況報告についてを議題といたします。

所管課長の説明を求めます。広松産業振興課長。

産業振興課長 報告第6号株式会社クリエイティブおおきの経営状況報告についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

まず、当社の目的を達成するための事業項目、定款第2条に取り組むべき事業を、第1号から第6号までお示ししております。

それでは、最初に道の駅おおき活性化事業についてご報告申し上げます。

開業より10年が経過しております。今期も前期同様の来場者数、売上げとなっております。特に、昨年度は夏季の天候不順や10月に実施されました消費税の引上げなどの影響もあり、また、年度末にかけては新型コロナウイルス感染症拡大など、これまでになく問題を抱えながら地産地消、食育の推進の拠点、地域産業を支えるというような事業を行ってまいりましたが、コロナ禍の中におき

ましては、新たな生活様式の中での販売事業展開が求められております。

次に、2ページの2)でございます。くるるん農園事業についてでございます。

道の駅おおきのコンセプトであります畑の中の道の駅を具現化し、農業農村文化への理解促進と農産物直売所への安全・新鮮・おいしい農産物の供給を目的に、農村ならではの資源を生かした体験事業を実施されましたが、一部の収穫体験につきましては、天候の不良の影響を受けたということでございます。

次の受託事務でございますふるさと納税事業でございますが、これにつきましては、大木町よりふるさと納税事業に係る寄附者の管理や返納品、発送手配、また返礼品の新規開発等の事務を受託し、町内事業者の経済活動の活性化、町の自主財源の獲得に寄与されています。

新規事業者登録者数、新規返礼品提案数及びふるさと納税事業による寄附金額は記載のとおりでございます。

次の4)の情報発信、観光交流事業、道の駅おおきのイベントをはじめとする各種地域情報の提供のほか、顧客の様々なご意見やイベント申込みなどを集約するため、SNSによる情報の受発信を促進するとともに、町内外の交流、関係人口の増加を目指し、WAKKAを活用し、町内外の関係企業等の協力を得て事業が行われております。

具体的な情報発信として、①から④の記載のとおりでございます。

また、観光交流事業としても記載のとおりでございます。

次に、5)特産品活用事業でございます。大木町産の小麦やキノコ、菜種など、特産農産物を活用した商品開発を進めており、菜種油につきましては商品化として販売しておりますが、その他の事業につきましては、コロナ禍により試作段階で中断をされております。

4ページの6)でございます。

食育事業については、わっカフェでの食の提案4回、340名、大木元気塾受講生による模擬出展1回、35名の事業が実施されてございます。

7)の起業・創業支援事業では、大木町、それと商工会と連携をいたしまして、企業創業を志す人を対象に相談会を開催しており、その実績は記載のとおりとなっております。

最後に、8)でございます。出会い応援事業でございますが、これは受託事務として実施がされておりましたが、現下のコロナ禍によりまして中止となっております。

5ページから10ページまでが決算報告書、11ページは監査報告書をつけております。

6ページの貸借対照表でございますが、これは令和2年3月31日の資産及び負債等の状況でございます。資産の部の合計額は2,999万1,123円となっており、現金及び預金、未収金の流動資産が大半を占めておるところでございます。

右の段の負債の部でございますが、流動負債1,302万3,015円と、純資産の部は資本金が900万円、それと利益剰余金796万8,108円となっており、負債の部及び純資産の部は資産の部の合計と一致となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページには損益計算書がついてございます。損益計算書の下段をご覧ください。当期の純利益でございます。税金を差し引き387万7,343円となっております。

また、11ページには監査委員2名、こちらは町内の金融機関からの監査委

員ということでなっております。2名の方の会計監査の報告をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 所管課長の説明を終わります。

こちらも報告事項ですが、何か質疑ありませんか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 昨日もちよっと聞きましたけれども、指定管理料で1,582万2,000円、それから業務受託料というのは、ふるさと納税の総額の何%かいただいた分のお金になるとですよね、業務受託料。それから、業務契約委託料、販売費用及び一般管理費のところ、1,834万1,231円、これは何か業務をどこかに委託されたということですよ、結構な金額ですが、そこだけをちょっとお知らせください。

議長 それでは、答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島議員のご質問にお答えいたします。

8ページの損益計算書のほうをご覧くださいと思います。先ほど言われましたところですが、まず、指定管理料でございますが、1,582万2,000円、これにつきましては、道の駅おおき及びWAKKAに関する指定管理料でございます。

その下段でございますが、業務受託料ということで4,774万8,289円、これにつきましては、ふるさと納税の受託された受託委託分、それと、地方創生交付金のほうの委託料のほうが含まれてございます。

それと、業務契約の委託料の1,834万1,231円については、ちょっと今手持ちがないのですが、これは恐らくふるさと納税に関するものだというふうに認識をしております。今ちょっと具体的に勘定科目の帳簿を持ち合せておりませんので、それだけかどうかもちょうと分かりませんが、そういうことだというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 決算審査のときでいいですから、そのときにきちんと出していただくといいです。

議長 ほかに質疑ありませんか。

質疑なし

議長 これをもって質疑を終結いたします。

日程第12、報告第6号株式会社クリエイティブおおき経営状況報告については、以上をもって終了いたします。

日程第13、報告第7号一般財団法人ひしのみ国際交流センター経営状況報告についてを議題といたします。

所管課長の説明を求めます。野田企画課長。

企画課長 報告第7号一般財団法人ひしのみ国際交流センター経営状況報告

についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和元年度の同センター事業については、地域住民主体の国際交流等の推進を通じて、国際社会で活躍できる人材を育成することを目的に、5つの事業を実施しております。

1、語学講座事業では、国際交流のきっかけづくり、国際理解の向上を目的として、英語3講座、ハングル1講座、延べ159回を実施しております。

2、国際交流事業では、中学から始まる本格的な英語授業を前に生きた英語に触れてもらうための小学生を対象とした子供英会話教室のほか、2ページをお願いいたします、海外で活躍する大木町出身者を訪ねる旅や、ひしのみ国際交流センターが運営、支援を行っているインドKTメモリアルホームの視察する事業などを実施しております。

3、広報啓発事業では、フェイスブックの活用やおおい祭りに参加するなどして、地域の国際化に対する理解と関心を深めてもらうとともに、センターのPRを行っております。

3ページをお願いいたします。

4、青少年育成事業では、町内の小学校5、6年児童12名が台湾を訪問し、現地の小学生との交流や異国の生活文化を体験してきております。

5、海外研修事業、6、海外派遣事業、7、海外留学支援事業については、令和元年度は応募がなく実施しておりません。

8、海外支援事業では、インドKTメモリアルホームへの運営支援を行っております。

5ページをお願いします。

令和元年度の収支決算について説明いたします。

まず、（１）経常収益の主なものは、②会費、入会金収入として、賛助会員 125名分、48万8,000円をはじめ、③の補助金収入、町からの補助金で前年同額の200万円、④寄附金収入は、町内13法人からの110万円、⑤事業収入は、各語学講座の参加者負担金として107万3,135円、⑦雑収入を含めた経常収益合計額は470万5,250円となっております。

続きまして、（２）経常費用です。

①事業費の主なものとして、人材育成事業費では、青少年台湾研修事業などの旅費、交通費に147万1,190円、語学交流事業費では、語学講座に係る講師への謝金146万800円のほか、インドKTメモリアルホーム視察などに対する助成金46万741円などを支出しております。

6ページをお願いいたします。

管理費のほうでは、事務職員の賃金43万5,000円など、合計で96万105円となっております。

当期の一般正味財産増減額は34万3,409円の増となり、年度末の一般正味財産残額は4,398万510円となっております。

7ページをお願いします。

2020年、令和2年の3月31日現在の財産目録です。流動資産298万510円に固定資産である基本財産4,100万円を加えた正味財産の額は、先ほど収支決算書の一般正味財産期末残高と同額の4,398万510円となっております。

8ページをお願いいたします。

2020年3月31日現在の貸借対照表です。先ほどの財産目録で説明いたしましたとおり、流動資産に固定資産を合計した額が、資産合計4,398万510円となっており、負債はありませんので、資産合計額が正味財産合計額、

負債及び正味財産合計額それぞれ同額となっております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

こちらにも最後報告事項ですが、何か質疑ありませんか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 これは質問というか、私の現状の分析と提案ということで発言させていただければと思います。

現状として、私がひしのみ海外国際研修生としてアメリカに行った28年前と大分現状が違って、町内でも外国人の方は多数見かけるようになってきたかと思います。

交流をこちらから出ていってする段階から、住民として同僚として、私の場合は家族としてなんですが、付き合いぐらまで事が増えてきているのかなというふうに思っております。

ここから私の提案というか意見なんですが、異文化体験等、つまりざっくり言うと多様性の理解と請け合いじゃないかなというふうに思っております。結局人と人の付き合いかと思えます。

ただ、残念ながら、現状、町内に住んでおられる外国人の方も多々問題を抱えていらっしゃる、なかなか言えない不満もかなりあるように思えます。

せっかくこういった団体の中で国際交流されてあるので、もう少し町内の外国人と意見交換をしたり、そういうことによって皆に住みやすいまちづくりしか、今後人口が増えていく、ここにしかないんじゃないかなと私は思っております。

海外に出向くとか語学講座というのはあくまでも手段であり、本当に必要な

のは身近な外国人への理解、そういった会の今後の方針を検討していただければと、会があれば伝えていただきたいと思います。

以上です。

議長 一応参考にとということで、よろしく先方のほうにお伝えください。

ほかに質疑、6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 要らんことかもしれんけれども、監査報告の中で、あまり表現のよくない語句等もあるみたいで、ちょっと指摘をしておきたいと。

1番で、監査の方法及びその内容、幹事は理事及び使用人等とと。使用人等とというのは、非常に適切な表現ではないんじゃないかなというふうに私は感じます。ひしのみ財団法人の設立目的自身が海外との交流であったり、当然海外と交流するということは人権感覚を持ってもらうという趣旨の目的もあるだろうと思うんですが、この監査報告書の中の使用人等とという表記は非常にそういう面では配慮を欠いた表記じゃないのかなというふうに感じたところで、何かの機会があれば、そのように教えてやってください。

以上です。

議長 こちらもアドバイスということで、先方のほうに今後の監査報告についての表記の仕方については十分検討を求めてください。

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第13、報告第7号一般財団法人ひしのみ国際交流センター経営状況報告については、以上をもって終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は9月17日午前9時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会 14時16分